

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 5年 9月21日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (5) 認定第8号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
- (6) 認定第9号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
- (7) 認定第10号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
- (8) 認定第11号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
- (9) 認定第12号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
- (10) 認定第13号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
- (11) 認定第14号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
- (12) 認定第15号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	武 岡 隆 文	委員	新 田 和 明
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（60名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
危機管理監	松崎博幸	総務部長	高藤誠
企画部長	高下正晴	市民部長	内藤道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	中村慎吾	消防長	近藤修二
危機管理課長	國岡浩祐	総務課長	新谷洋子
秘書広報課長	北森智視	財産管理課長	小櫻静樹
財政課長	沖田伸二	財政課入札・検査担当課長	鈴川昌樹
政策企画課長	佐々木満朗	消防総務課長	下津江健
警防課長	小笠原祐二	予防課長	逸見飛鳥
市民課長	久城恭子	税務課長	竹本繁行
社会環境課長	若狭孝祐	社会福祉課長	岡野あかね
子育て支援課長	佐藤弘美	健康長寿課長	中村由美子
保険医療課	井上和志	会計管理者兼会計課長	森岡和子
行政委員会総合事務局長	国司秀信	危機管理課主幹	檜直道
政策企画課課長補佐	安田勝明	消防総務課課長補佐	浮田雄治
予防課課長補佐	大野法希	社会環境課課長補佐	原田和雄
危機管理課消防団係長	岡野順治	総務課行政係長	塚本真樹
総務課職員係長	船津晃一	秘書広報課秘書広報係長	山本裕子
財産管理課管理・営繕係長	大田拓也	財産管理課電算管理係長	大下幹成
財政課財政係長	小野哲司	財政課入札・検査係長	中迫大介
政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂	政策企画課地方創生推進係長	戸田邦昭
警防課救急係長	柚木歩	警防課通信指令係長	河野円
予防課予防係長	藤原祐介	市民課窓口係長	泉理恵
税務課市民税係長	森竹加代	税務課資産税係長	森川哲也
税務課収納係長	近末訓	社会環境課環境生活係長	藤本崇雄
社会福祉課地域福祉係長	檜山貴治	社会福祉課障害者福祉係長	井木みつ恵
子育て支援課児童福祉係長	立川栄理香	子育て支援課保育係長	国広美佐枝
健康長寿課健康推進係長	深田京子	健康長寿課母子保健係長	津賀山和範
保険医療課医療保険年金係長	三宅佐由里	保険医療課介護保険係長	荒川裕
社会福祉課生活福祉係主査	岩永和之	危機管理課防災・生活安全係主任	蠣田智徳

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	毛利幹夫	総務係長	日野貴恵
主事	實村峻		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○石飛委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は14名です。

定足数に達しておりますので、これより、第8回予算決算常任委員会を開会します。

当委員会における議案の審査は、令和5年第3回定例会初日に付託されました認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第17号「令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について」の件までの17件です。

審査の日程は、お手元に配付しておりますとおり、本日と22日の2日間とし、26日を予備日とします。

本日は、危機管理監、総務部、会計課、行政委員会総合事務局、企画部、消防本部、市民部、福祉保健部の審査を行い、22日は、産業部、農業委員会事務局、建設部、公営企業部、教育委員会事務局、議会事務局の審査の後、討論・採決を行いたいと思います。

この際、審査の方法について、お諮りします。

審査の方法については、お手元に配付しました「審査予定表」並びに「主要施策の成果に関する説明書」に係る各課の該当ページを記載した「所管別主要施策一覧表」により部局ごとに審査することとし、各課の要点説明を受けて、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長

異議なしと認め、さように決定しました。

審査に先立ち、市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長

本日は、令和4年度の一般会計等の決算について審査をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石飛委員長

これより、審査に。

山本数博委員。

○山本数博委員

発言の許可を求めたいんですが、審査に関わって。

○石飛委員長

審査に関わって。はい。

では、許可を許します。

○山本数博委員

昨日、総務文教常任委員会の審査報告等がありました。報告の中で、私の質問に対して石丸市長は、委員長に、こんなばかな質問をさせないでくださいと、こういう何か抗議らしいものをされました。翻って言えば、こんなばかないうのは、私の質問がばかな質問と、こういうことなんです。

ああいった委員会運営がされて、このまま放置されて、今日から始ま

る予算決算の委員会が進められるということになると、こんなばかなという侮辱したような発言が、そのまま見過ごされていくと思うんです。ここのところを整理いただいて、この審査に臨んでいただきたいと、このように思いまして、申入れをさせていただくのであります。よろしくお願いします。

○石飛委員長 お話は分かりましたが、その件は、総務文教委員会で起こったことと確認しました。なので、この予算決算委員会では、しっかりと日程どおり議案の決算認定を、審査をしていただきたいということで、もう一度総務文教委員会のほうで、皆さんでお話しされまして、それで結論出されたらというアドバイスで、このお話は承ったというだけで、しっかりと決算審査をしていただきますようよろしくお願いいたします。

これより、審査に入ります。

認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題とします。

初めに、決算の概要について説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、令和4年度の決算の概要につきまして、普通会計財政状況という資料と、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の資料に基づいて御説明をいたします。

まず、普通会計財政状況の資料のほうから始めます。

資料の1ページ目をお開きください。横型の資料です。

では、主なポイントについて説明します。

歳入総額は213億7,142万5,000円、歳出総額は204億3,807万2,000円で、令和4年度の決算規模は、歳入歳出ともに前年度決算額を下回っております。単年度収支、実質単年度収支については、前年度プラスだったものがマイナスになっています。いずれの指標も前年度の決算からどれだけ変動があったかを数値化したもので、指標がマイナスに転じたのは、令和3年度の実質収支が令和4年度の実質収支よりかなり大きいことから生じる現象です。

令和3年度は、新型コロナによる影響により事業が予定どおりできなかったこともあり、実質収支が例年以上に大きくなっています。右半分の指数の主なものについては、別途御説明をいたします。

2ページをお開きください。歳入の決算です。

下から2段目の辺り、令和4年度の合計ですが、213億7,142万5,000円で、令和3年度と比較して16億5,600万5,000円の減です。

以下、主な変動要因について御説明します。

表の上段、地方税は36億1,496万1,000円で、太陽光発電設備などの設置などで固定資産税が増収したことなどによって、5.1ポイント増加しています。

表の中段、普通交付税は、73億9,297万7,000円で、令和3年度に限り、国の新型コロナ対策として臨時財政対策債を償還するための基金の積立

てに要する経費が措置されたこと、また、令和4年度において公債費の減少ということなどによって、5.8ポイント減少しています。

表の下段、地方債ですが、11億3,780万円です。災害復旧事業の減などによって、43.7ポイント減少しています。

続いて、3ページは、歳入決算額と内訳を円グラフで示したのになっています。

4ページをお開きください。性質別の歳出決算です。

表の一番下、令和4年度の合計ですが、204億3,807万2,000円で、令和3年度と比較して13億5,457万円の減です。

以下、主な変動要因について説明します。

表の上段、義務的経費のうち、人件費は32億8,310万3,000円で、災害対応に関わる職員の時間外手当等が減額したことなどにより、1.9ポイント減少しております。

扶助費は29億3,535万8,000円で、子育て世帯への臨時特別給付金の減などにより、11.6ポイント減少しています。その他の経費のうち、維持補修費は6億9,479万8,000円で、除雪費用の増などにより、35.1ポイント増加しています。補助費等は27億8,023万円で、アグリフーズ施設の財産処分に関わる国庫支出金の精算返還金の増などによって、8.3ポイント増加しています。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費は11億9,552万7,000円で、令和3年度に実施した、やちよ保育園の建設に伴う私立保育所等施設整備事業補助金や、産地パワーアップ事業補助金の減などによって、37.3ポイント減少しています。災害復旧事業費は9億3,626万1,000円で、土木施設災害復旧事業費の減によって、30.5ポイント減少しています。

続いて、5ページは、性質別歳出決算額と割合を円グラフにしたものです。

6ページをお開きください。目的別の歳出決算です。

先ほど御説明した性質別歳出決算を組み替えたものです。

特徴としては、子育て世帯への臨時特別給付金や私立保育所等施設整備事業補助金の減などにより、民生費が10.9ポイントの減少、災害復旧事業費の減によって、災害復旧費が30.5ポイント減少しています。

8ページをお開きください。財政状況を表す各指標について説明します。左側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは経常収支比率で、財政状況の弾力性をはかる指標です。人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に市税収入、普通交付税などの経常一般財源がどれだけ充当されているかを示す比率です。当市においては94.4%という数値で、令和3年度と比べると、5.8ポイント上昇しています。

令和3年度は、新型コロナ対策などで国からの特別な経済対策が多くあったことなどの影響で、経常収支比率が大きく下がっております。令和4年度は、通常ベースに戻りつつある状態というふうに捉えています。

今後については、令和2年度から令和4年度までの3年間は、退職手当組合負担金が減額になっていることで、歳出一般財源が一時的に減少していますので、令和5年度は上昇することが見込まれます。

続いて、右側のグラフを御覧ください。

棒グラフは地方債残高を表しています。おおむね右肩下がりで推移しており、令和4年度の地方債残高は約214億円となっております。合併後、最も残高が少ない状態です。

続いて、9ページ、左側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは、実質公債費比率です。公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかをはかる指標です。

平成19年度から平成21年度まで18%を超えていたことから、起債の借入に許可が必要な許可団体となっていました。平成22年度からは外れています。令和4年度は11.6%で、合併後最も低い数値となりました。

右側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは将来負担比率で、地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が、財政規模に比べて過大になっていないかを測る指標です。国が定めた早期改善基準は350%で、当市の令和4年度数値は74.5%、これも、合併後最も低い数値となりました。

10ページをお開きください。普通交付税について説明します。

折れ線グラフを御覧ください。

合併算定替による措置が終了した令和元年度以降は、75億円から76億円で推移してきました。令和3年度は、国の新型コロナ対策により一時的に増えましたが、令和4年度は、起債償還額の減少などの影響もあって、約74億円となっています。

続いて、11ページを御覧ください。

基金の状況について説明します。

基金は、表の左側の区分でも分かるように、大きく三つの種類に分けられます。

一つ目は、市の貯金に当たる基金で、財政調整基金と減債基金です。二つ目は、特定目的基金、三つ目は、特別会計の所管する基金です。

全ての基金残高の合計は、令和4年度末で80億7,646万8,000円となっています。右下の数字ですね。

12ページをお開きください。

基金残高の推移を積み上げて、グラフで示しています。

特徴的なこととしては、6億円まで減っていた財政調整基金が、令和4年度末で9億2,100万円までに回復をしました。

14ページをお開きください。

地方債別現在高及び借入先別現在高について説明します。

左側の表は、地方債現在高を事業債の区分ごとに分けたものです。地方債現在高は、令和4年度末で約214億円、前年度より約16億円減っています。

右側の表は、借入先別に分けたものです。最も多いのは財政融資資金の政府資金で、全体の41.1%を占めています。

15ページ以降は資料編となっております。

以上で、令和4年度決算の普通会計財政状況については終わります。

続いて、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告します。縦型の資料です。

報告書の1ページをお開きください。

この報告書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた普通会計の四つの指標について報告するものです。

国が示す財政健全化に取り組むべしとする早期健全化基準、財政再生基準は、それぞれこの表の括弧書きの数値となっています。これに対する市の指標については、次のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれの会計も実質収支が黒字であることから、赤字比率は生じていません。横線、バーで表示をしております。

実質公債費比率は11.6、将来負担比率は74.5と、いずれも国が示す財政健全化に取り組むべしとする基準を大きく下回っています。先ほど説明した普通会計財政状況の資料9ページでも、この実質公債費比率と将来負担比率については御説明しましたが、いずれの指標も順調に改善しているというふうに評価しています。

2ページ目以降は、それぞれの指標の算出方法を示しています。

2ページ目は実質赤字比率、3ページ目は連結実質赤字比率、4ページ目は実質公債費比率、5ページ目は将来負担比率です。

6ページ目をお開きください。令和4年度決算に基づく資金不足比率です。

これは、公営企業の資金不足の状況について報告するものです。

国が示す経営改善に取り組むべしとする基準は、資金不足率20%以上となっています。当市の各企業会計の資金不足比率は、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足額は生じていないことから、比率として計上されません。いずれも問題なしという評価です。

7ページ目以降は、資金不足比率の算出方法を示しています。

7ページ、8ページが法適用企業、9ページは法非適用企業です。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

これより、質疑に入ります。

先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより、危機管理監の審査を行います。

危機管理課の決算について説明を求めます。

國岡危機管理課長。

○國岡危機管理課長

それでは、危機管理課の決算について説明します。

説明書の5ページをお開きください。

交通安全推進事業です。

この事業は、警察、交通安全運動推進隊と連携し、交通安全に係る広報・教育活動をはじめ、高齢者運転免許自主返納の推進を行っています。実施内容は、記載のとおりです。

成果ですが、交通死亡事故の発生は、前年度に引き続きゼロ件でした。人身交通事故件数も、前年度から12件減少しています。

次に、課題です。高齢者が関わる人身交通事故件数は、昨年度から減少しておりますが、本市は高齢化率が高いことから、高齢ドライバーへの運転教育等を継続する必要があります。

6ページを御覧ください。防犯事業です。

この事業は、安芸高田市防犯連合会活動による防犯意識の普及等に関する事業のほか、地域が設置する防犯灯に対する補助金の交付事務などを行っています。

実施内容は、記載のとおりです。

成果ですが、不審電話などに関する相談に助言を行い、警察との情報共有を行いました。

次に、課題です。安芸高田市における刑法犯罪認知件数は、平成26年度のピーク時の141件から毎年減少しておりましたが、令和4年度は増加に転じております。多様化する犯罪からの被害を防ぐため、広報活動や啓発活動を充実する必要があります。

7ページを御覧ください。消費者行政推進事業です。

消費生活相談のほか、消費者被害やトラブルの防止に関する広報・啓発活動を行っております。

実施内容は、記載のとおりです。

成果ですが、消費生活相談は、安芸高田警察署や広島県と連携した対応を行っております。

次に、課題です。全国的に未成年者による消費トラブルが発生しており、保護者に対する消費者教育や消費者被害を防ぐための広報を継続する必要があります。

8ページを御覧ください。非常備消防事業です。

この事業は、消防団員の報酬の支払い事務のほか、消防団の運営に資する事務等を行っています。

実施内容は、記載のとおりです。

成果ですが、団員階級の年額報酬を国の基準に従って改定しました。

また、団員の条例定数を現状の団員数規模に改正しております。

定数の改正により、消防団員退職報償金掛金と、市町村公務災害補償組合負担金を合わせて、年間約210万円の負担軽減となります。

次に、課題です。団員の高齢化が進む中、新規入団者よりも退団者が多い状況が続いており、若年層の新規団員を確保する必要があります。

9ページを御覧ください。消防施設管理整備事業です。



この事業は、消防団活動に必要な施設や設備等の整備、更新のほか、消防水利の維持管理を行っています。

実施内容は、記載のとおりです。

成果ですが、小型動力ポンプ付積載車2台の更新、防火水槽2基の整備など、計画どおりに進めることができました。

次に、課題です。防火水槽の老朽化に伴い、維持修繕要望に係る費用が増加しています。今後は防火水槽の適切な維持管理を行う必要があります。

10ページを御覧ください。災害対策事業です。

この事業は、防災体制の強化、備蓄物資の充実のほか、自主防災組織の育成や支援を行っています。

実施内容は、記載のとおりです。

成果ですが、災害時の協力協定を3件締結し、防災体制の強化・充実を図りました。物流業界及び自動車業界との協定は、いずれも初めてで、支援物資の配送や車両等の貸与等について、協力いただくことができるようになりました。

次に、課題です。コロナ禍の影響により、地域活動が停滞しておりますので、自主防災活動の機運が停滞しないように、支援や啓発に取り組む必要があります。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長      以上で、説明を終わります。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員      5ページの成果と課題の部分で、課題のところ、グッドドライバー・レッスン安芸高田の継続開催に向けて、NPO法人、関係企業と協議をする必要があるということなんですけれども、今年参加させていただいて、非常にいいものだったんですけど、実際に協議をしないといけない課題があるというのは、具体的にどういったところなんですか。

○石 飛 委 員 長      國岡課長。

○國岡危機管理課長      まずは開催の趣旨、日程調整からですね、NPO法人と一緒に開催をさせていただいております。それに協力いただく企業、そのほか団体との調整も必要になっております。そういったところで、いろんな方面との開催に向けた協議調整が必要になるので、こういった課題を書いております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

武岡委員。

○武 岡 委 員      同じく5ページなんですけど、実施内容のところ、高齢者運転免許の自主返納のことが、記載があるんですけど、それで、返納者については、お太助ワゴンの回数券であったり、入浴施設の回数券等の配布をされてお

るんですが、既に御承知のように、この4月から自転車へ乗る際には、ヘルメットをつけるという努力義務が規定されたわけなんです。先般、問合せ等があつて、この自主返納のところにヘルメットの補助のメニューも、加えていただいたらということもございましたんですが、そのところはどうか。

○石 飛 委 員 長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 今、高齢者運転免許自主返納の推進の中で、ヘルメットについて助成できないだろうかという話があつたと思います。

大体75歳を過ぎて自主返納されるということなので、ちょっと自転車に乗っていただくというのも、ちょっとなかなか施策的には難しいのかなというふうに私は今思っておりまして、来年度、今後当初予算を編成していく中で、地域の方々に意見を聞いた上で、そういうことができるかどうか、また現実合うかどうか含めて、予算編成をしてみたいと考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 武岡委員。

○武 岡 委 員 御検討いただくということなんです。自主返納される方は、意外に高齢の方が多いとは思いますが、中には若くして返納されとる方もおられるんですよ、実際に。それで遠距離の自転車を走らすということは難しいんですが、例えば回覧を配ったりとか、そういった段階で自転車へ乗るということもあるんじゃないかと。

ですから、遠くへツーリングのようなことじゃなしに、集落内のところへ回覧物を持っていくとか、そういったときに、できれば、そういうヘルメットがあればいいんじゃないかということをお願いしておりますので、そこらは検討してみてください。よろしくお願いします。

○石 飛 委 員 長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 まずヘルメットというものについては、これは、基本的に自転車を運転される方が、自らが御購入するというものが望ましいというふうに思っています。ちょっと例え話になるかもしれませんが、これは自らが御用意をして、自らの命を守ってもらうものになっています。行政が、広く一般的に、法律で努力義務になったから、だから、行政がお金を払うという考えは、今の安芸高田市の財政状況にはなじまないのかなというふうに思っております。

そういう今、武岡議員が、意見がありましたけれども、この事業につきましては、あくまで高齢者を対象とした事業になっておりますので、その部分については、なかなか難しいというふうに今認識しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金 行 委 員 説明の8ページで、団員の数でございます。2023年度定員数に応じて、

各種負担金の軽減になったとありますけど、課題のほうで高齢化が進んでということで、若い者が団員から3%減少したというんですが、今の安芸高田市の規模で、その定員にどのくらい少ないのかというふうな、定数というのはございますでしょうか。その考えをお聞きます。

○石 飛 委 員 長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

例えば人口規模に応じて、何人設置をしなければならないかというのは、法律上決まっております。実態からしますと、今いる人数が定数になっているというのが、どこの市町でもそのようになっております。

恐らく、この定数で大丈夫なのか、安全なのかということを今、金行議員が御指摘されたというふうに、私としては今認識をしております。

消防団員のほうにも、この定数を見直す際に、問題ないかということについては確認をしておりますので、問題ないというふうに御安心いただければと思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

6ページ、防犯事業についてお伺いします。

成果と課題の課題のところで、三つ目に、青色防犯パトロール車の効果的な活用が課題であるとあります。これは裏を返すと、効果的な活用ができていないということかと思うんですけど、こういった点が効果的でないという状況なのかということをお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

現在行われる活動は、登下校の見守りが主体に行われているということで、昨今、特殊電話詐欺とか、不法投棄がありますので、地域の見守りとしても今後は、そういった方面にも目を向けて、活動していただきたいという趣旨で書かせていただいております。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

分かりました。地域の見守りとか、不法投棄の見守り等に充てられていくということで理解しました。

続いてなんですけど、7ページ、消費者行政推進事業の成果と課題のところなんですけど、未成年による消費トラブルが発生しており、保護者に対する消費者教育が必要であるということなんですけれども、この未成年による消費トラブルというのは、対象として中学生、高校生、あるいは大学生というか、それ以上という辺りなのかなと思うんですけど、どの辺りのトラブルが多く報告されていますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

中学生、それから高校生が多いと報告を受けております。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

そうなりますと、保護者に対する消費者教育というのは、PTAの研修会なんかとの連携も必要ではないかと思うんですけども、そういった方向性というのは検討されていますでしょうか。

- 石 飛 委 員 長 國岡課長。
- 國岡危機管理課長 今現在、今後の検討として、警察や教育委員会と連携し、消費者トラブルについて、保護者に対する注意喚起を行うこと。それから、ホームページだったりSNS、お太助フォンを活用して、未成年者に対する消費トラブルの広報をしたいと考えております。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 中学生なんか、高校もそうだと思うんですけど、PTAで、保護者に対する教育というか、保護者に対する注意喚起においては、PTAという単位が非常にまとまりがあって、一遍に届くところかなと思うんですけども、そういった書面とか、インターネットを通じた啓発もさることながら、研修会等が共同で開かれると、より効果が出るのではないかなと考えるんですけども、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 國岡課長。
- 國岡危機管理課長 今、今後のことで、まだ具体的なところを考えてなかったのもので、御参考にさせていただきたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 すみません、先ほど金行議員の御質問の際に、私が答弁を少し誤ったので、訂正をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 よろしいです。
- 松崎危機管理監 先ほど、ちょっと表現が悪かったので、少し訂正をしますが、消防団の定数のことがあったかと思うんですけども、各市町、現員数、現員が、イコール定数だという表現をしましたが、本市においては、現員数イコール定数になるように極力、定数と現員数が一緒になるようにしているという発言ですので、すみません、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。
- 石 飛 委 員 長 今、危機管理監の説明のとおり、実施内容に記載のとおり、消防団員数は746人で、定員数は770人と記載がありますので、再度御確認ください。
- PTAの関係もよろしいですね。
- では、ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員。
- 田 邊 委 員 先ほどの南澤議員の部分に関連するんですけど、この消費者トラブルというのは実際に、具体的にどういったトラブルが増えているということなんでしょうか。
- 國岡課長。
- 國岡危機管理課長 年間、相談45件のうち、通信販売が17件、それから契約関係が17件、訪問関係が3件、その他が8件となっています。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 山根委員。
- 山 根 委 員 10ページをお願いします。

災害対策事業について、防災会議を書面により開催で、防災体制のさらなる強化を図ることを事業概要とするというところなんですけれども、成果と課題の中で、この令和4年度については、台風が来るときに、市長が不在だったという課題が、大きい課題があったと思うんですけども、そこについての取上げもなく、課題認識もないんですが、ここについてはどのように受け止められているのか伺います。

○石 飛 委 員 長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 今、山根委員がおっしゃられた件なんですけれども、それは昨年12月の議会で御説明をさせていただいたとおりです。本市としては、課題として認識しておりません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 当時も、きっぱりと御説明をしましたが、言いがかりはやめてください。改めてお伝えしますが、時系列追ってみて、必要なタイミングで私、この町に戻ってきています。その点を無視して主張を続けられるんですが、よろしいですか。あの日は、たしか3連休の中日で、月曜日の朝から昼にかけてが最も接近する、暴風域に入ったんですよね。なので、その前日の夕方に私、帰ってきてますよ。それが実際です。

その前に市外に出ていたんですけども、間に合うように帰ってきてます。夜時点では、ここで待機しています。それで実際、危機管理監とも連絡を取ってます。危機管理監から、明日の朝一で大丈夫です。ただ、それでも暴風域に入るの、気をつけて様子を見ながら、こっちに来るのか、自宅にとどまるのか、判断して下さいというやり取りをしています。どこに問題があったとおっしゃるのでしょうか。勝手な思い込みで問題発言するのはやめてください。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 その土、日、月の3連休ですよ。勝手な思い込みと言われますけれども、17日、土曜日に強風注意報、18日、暴風警報、大雨警報が出て、18日の18時31分には暴風警報発令と同時に、災害対策本部が設置されております。このとき市長はいらっしゃらなかった。

というのは、9月18日は千葉県九十九里浜にてトライアスロンの競技に出場されていた。そこで問題が起きているではないですか。

災害対策本部設置された。

(意味が分からない。との声あり)

○石 飛 委 員 長 続けてください。

○山 根 委 員 災害対策本部は、本部長が設置するものであり、そのときにいらっしゃらなかったということは大きな問題であると思いますし、そのときにいらっしゃった方が千葉県、安芸高田市とは本当に離れたところにいらっしゃった。危機管理意識について、問題があるのではないかという一般質問を行っております。

そのときに代理、代行をする方は決められていなかったという問題も

あります。そこを問題としないという危機管理監の御発言がありました。そういうところを問題としない執行部についても、そのところをもう一度お伺いしたいと思います。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

本来、私のプライベートをこの場で話すべきではないんですが、言及がありましたので、一つ詳細お伝えします。

トライアスロンのレースは午前から始まって、昼には終わってます。よろしいですか。当日の夕方に、ここに帰ってきてるんです。何が、問題があるんですか。これが事実誤認のまず一つ。

そしてもう一つ、さらに今お話されましたが、代行、代理を立てなかったと。決めてなかったという言い方をされたんですが、それも去年のこの場で我々説明しましたよ。決まっているんです、序列として。市長の次は副市長、次に言えば、今回でいえば危機管理監。これは、あらゆる行政組織の常識です。知らないんですか。

日本の総理大臣だってそうですよ、副総理がいて。アメリカだってそうです。大統領、副大統領、その後、各省庁のトップずらっと、権限が順番に並んでるんです。決まっています。認識を改めてください。その上で、代理を立てるか立てないかは、本人に意思決定能力があるかないかによります。電話で、ネットで、会える手段で、コミュニケーションが取れる環境が担保できているので当然ですが、私に権限は残ったままです。誰かに渡す必要ないので、代理を立てていません。これが行政の常識です。当たり前のことを理解せぬまま、あさってな方向で質問をされないでください。恥ずかしいです。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

山根議員に同感して、危機管理について、危機管理監が課題としてないと言われたことについて質問させていただきます。

当時は、土曜日の夜が山場だったかと思いますけど、我々は地域で、自主防災の中で金曜日、まだ天気がよかったと思いますが、今晚ぐらいから来るというので、高齢者対策について、避難の話をやっておりました。

山根議員が12月に質問されたときに、自分らはもう地域で、自主防災で避難活動をしよるのに、市長は、このときはおらんかったんかということを知りましてですね。これはトップで危機管理が大丈夫なのかのいうふうに、もう痛切に感じました。

今、全く大丈夫じゃいうて言われたんですが、消防団から、こんなのがいいのかというのがありました。夜の12時過ぎにですね。土曜日の夜だったと思いますけど、夜の12時過ぎに出動命令が出たんだと。何で、はよ出さんのかというのがありました。これについては、やっぱりトップがおらない。そこに危機管理の問題があるんじゃないかというふうに私は思うんですけど、当然の系列で、ちゃんとしてあるという市長の考えにも同調できんですけど、危機管理監、何ともないと、課題じゃ

ないと言われたんですが、訂正されませんか。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほど申し上げたばかりなんですけども、土曜の夜が山場ではありません。月曜日の午前中にかけてです。事実誤認が甚だしいです。誤った認識に基づいて物を述べないようにしてください。前提が間違ってます。その上で、人の話はちゃんと聞いてください、真面目に。失礼ですよ。

委員長、あの態度は許されるんですか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員、私語は慎んでください。

○山本数博委員 すみません。

○石 飛 委 員 長 発言するときには委員長に許可を求めて発言してください。

答弁、補足説明がありますか。

引き続き石丸市長。

○石 丸 市 長 これも昨年の12月の段階で説明をしていますが、金曜日から土曜日に、そして日曜日にかけて、必要な措置は講じています、金曜日時点で。いなかったから、どうのこうのというのは単なる言いがかりです。むしろ、金曜日時点で万全の体制を組んでいます、市役所として。

3連休、月曜日にかけて台風が来ると。そのステージにおいて、どういう対応すべきか、もう全部想定して準備してありました。そして金曜日の段階で、月曜日の朝にかけての注意を、お太助フォンで、もう吹き込んでます。これも台風の常識なんですけども、台風が来るかなり前に準備をしてくださいと、そういうメッセージです。そこまで読んで対応しています。どこにどのような落ち度があったというのか、抽象的な批判はやめてください。誹謗中傷です。

○石 飛 委 員 長 補足説明、松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 先ほど消防団の出動が12時にあったという件なんですけれども、これは消防団本体が決められまして、出動をしています。市長がいたとか、いなかったとかという間連は全くございません。台風が接近をしているということなので、事務局として消防団とお話をさせていただきました。

その出動については幹部の方がお話をして、接近の時間もありましたので、一番危なくない12時ぐらいの待機でどうかというふうに決定をしたという、私どもは聞いております。

さらには、それが早かったんじゃないかという話が消防団の中であって、それについて消防団幹部が各方面隊について、おわびをしたというてんまつを私どもとしては報告をしております。

ですので、少し事実と認識がちょっと一致されていないんじゃないかというふうに今、私としては感じております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先 川 委 員 先ほどから聞いとるんですがね。5年前に本当に、大変な災害があっ

たわけですよ。人も亡くなって、皆ナイーブになっとなるときに、市長がそういう千葉のほうへトイアスロン行かれたという情報が流れてる。市民は怒ったわけ。なぜ、県から来ておられる副市長、危機管理監、

(止めた方が良くないですか。との声あり)

止めなかったのかというのが、非常に私は残念です。

○石 飛 委 員 長 危機管理体制の関係ですから、聞いてください。

(言わなくていいじゃないですか。言うべきじゃないですよ。との声あり)

○先 川 委 員 非常にね、先ほど山根委員がおっしゃる気持ちは、私は非常に分かります。とにかく自分の正しいと、問題はないと言っておっしゃるんですけど、市民はそうじゃないんですよ、災害で。

危機管理いうたら、市の大変な問題なんですよ。ですから、なぜ県から来られとる副市長、危機管理監が市長を止めなかったのかというのが、私は残念でなりません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 私の方からお答えした方が良いですか。

○石 飛 委 員 長 成果と課題で、課題でないかという質疑です。

○石 丸 市 長 なので、今の質疑じゃない。委員長、認めてはいけないんじゃないですか。

○石 飛 委 員 長 いや、質疑ですよ。

○石 丸 市 長 じゃ、何を聞かれてるの。

○石 飛 委 員 長 だから、課題を聞かれたじゃないですか。なぜ止めなかったのか、プライベートでもキャンセルして、本市にとどまっておくべきではなかったかということです。それを危機管理監、どうですかと問われたんです。

○松崎危機管理監 なぜ私が止めなかったのかという質問ということでよろしいですか。

○石 飛 委 員 長 そうですね。はい。

○松崎危機管理監 まず、私は、その事実については聞いておりませんでしたので。

(指名をされないと、答弁を求めることについて、まず。との声あり)

○石 飛 委 員 長 指名しましたよ。

○松崎危機管理監 プライベートに関することでしたので、私はその事実については知りませんでした。

なぜ止めなかったのかという話なんですけれども、止められなかったという話になります。

それで、私の職責は、仮に市長や副市長がいなかった場合であっても、災害対応を万全に努めることが使命だというふうに理解をしております。ですので、当時、私が17、18、19日と災害対応を務めさせていただきましたけれども、万全な体制で対応に当たったというふうに私自身は認識しております。

以上です。



○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員      この件について、いろいろ発言がありました。市長がそのことについてプライベートだと言われること、そして危機管理監が、市長がいなくても対応できる状況では、つくってあると言われてはいますが、まずは、このときに市長が外出するということを副市長は知ってらっしゃった。そのときに、どこに行かれるか、そういうところを、確認をされてましたか。まず、このことについてお伺いしてよろしいですか。

○石 飛 委 員 長      石丸市長。

○石 丸 市 長      去年も全く同じ質問をされて、答えてるんですけども、忘れられたんですか。

○石 飛 委 員 長      石丸市長、答えてください。

去年の答えと一緒に、答えてください。

○石 丸 市 長      覚えてない。覚えてないんだったら、忘れたので教えてください。何をはめようとしてるか、簡潔に教えてください。

○石 飛 委 員 長      よろしいですか。

山根委員。

○山 根 委 員      はめるとかそういう問題ではありません。私が昨年聞いたときに、外出をされることは知っていたと。だから、その先を改めて聞いてるんです。どこへ行かれるかを知ってらっしゃったか。それが答えられないのであれば、そのときに副市長も危機管理監も知ってらっしゃらなくて、危機管理監、さっき言われましたよね、お知りにならなかった。そういう状況で、16日に全て対応はしたと言われますけど、台風、もう来ることが分かっている台風について、16日にした。その後どのような変化があるかも想像はできないですし、それも予定されたコースを、どう動くかどうか分からない状況であったにしても、18日、災害対策本部が設置されたときには一番、18日、トライアスロン競技に出られてますよね。18日の午前中です。

（勝手に人のプライベートをこの場で言うべきではないです。との声あり）

○山 根 委 員      そういうところ。

（議事進行の問題です。との声あり）

○石 飛 委 員 長      続けて。

○山 根 委 員      よろしいですか。

○石 飛 委 員 長      簡単に、明瞭に、質疑してください。

○山 根 委 員      はい。そういう一番危機管理の対応が必要なときに、個人的なプライベートの活動を入れ、市民の命に関わる、そういう災害対応をしっかりとする認識、危機管理意識が欠けている状況が一番、ここの課題となるべきではないかと私は受け止めております。

市民からも「命を預けてるんです、私たちは。その市長が、あのときにいらっしゃらなかったということは大きな問題です」と言われており

ます。それについて、市としての認識があまりにもなさ過ぎると受け止めています。

危機管理監、もう一点聞きます。

あのときに。

○石 飛 委 員 長 簡潔に山根委員さん、簡潔に質疑をお願いいたします。

○山 根 委 員 長 はい。消防庁の要諦、あのときに見えないって言われましたけど、しっかりとそこに書いてあります。危機管理においては、トップである市長が全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮を執る、駆けつける、体制をつくる、そのように書いてありますが、これについて危機管理監は、しっかりと受け止めて動かれたんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 ここ質疑する場なので、べらべらと感想を述べないでください。それは市民のためになりません。

○石 飛 委 員 長 石丸市長も簡潔に答弁してください。

○石 丸 市 長 私、かなり言葉を選んでますが。

○石 飛 委 員 長 冒頭の言葉は要りませんので、答弁をしてください。

○石 丸 市 長 質疑が、その前段が長く、それも含めた質疑だったので、それらを踏まえて。

○石 飛 委 員 長 質疑の注意は私がやりますので、市長は答弁だけしてください。

○石 丸 市 長 では、適宜適切に注意を行ってください。

○石 飛 委 員 長 はい。

○石 丸 市 長 注意が今できてませんので、よろしいですか。

○石 飛 委 員 長 はい。

○石 丸 市 長 反省してください。

○石 飛 委 員 長 はい。答弁してください。

○石 丸 市 長 では、答弁を続けます。

まず、単なる感想に終始しています。先ほど来、執行部は事実を積み上げ、問題がなかったと説明をしました。どこに問題があったのか、単なる感想、気持ちではなく、どこに不備があったのか、指摘が一切ありません。これが現状です。これが事実です。不備が指摘できていません。なかったんです。あるなら、どこが問題だったのか言わなければなりません。それが議員としての仕事です。ないので、執行部としては当然、不備がなかったという結論、揺るぎません。

重ねてお伝えしますが、よろしいですか。ここまで理解できてますか。よろしいですね。

どうなるか分からない、消防庁の云々を言われましたが、体制を整えると。体制は、先ほどお伝えしましたが、金曜日時点で準備を整えて、整え終わっています。そして、その後も、時々刻々とシチュエーション変わるので、適宜コミュニケーションを取っています。

土曜日の朝方時点も、その時点で帰るという選択肢も当然あったんですが、帰る必要がないと。これは私のほうで判断をしました。なぜなら

ば、想定の範囲内で物事が推移していたからです。不測の事態があれば即座に帰る、そのような準備ももちろんですが、しています。

さらに言えば、ちゃんと理解されてますか、聞かれていますか。よろしいですか。先ほど来、土曜日から日曜の昼にかけて、私が不在していたとおっしゃるんですが、たとえ私がここにいたとしても、市の執行部の対応は何も変わっていません。これが事実です。

私がある場にいれば、もっとこうできた、ああできた、よかったね、なっていません。ゆえに、課題として挙がってないんです。あのとき市長がいればよかったねと、そのような事実が認められないので、そう思っていない、そう評価していないというのが執行部の結論になっています。どうぞ御理解ください。

○石 飛 委 員 長 補足説明ありますか。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 消防庁の出した要諦の件ですけれども、直ちに市長が駆けつけられる状況に私はあったというふうに理解をしています。それは、災害対策本部を設置したのは夕方ですけれども、最接近は翌日なんですよね。恐らく山根議員も御承知だろうと思うんですけれども、注意報や暴風警報というのはリードタイムというのがあって、恐らく2こま、3こま、1こま3時間なんですけれども、6時間前に出されてるんですよ。だから、そんなに風は、そのときは吹いてないんです。だから、最接近は翌日だったんですね。

翌日の朝に、石丸市長と私が、その土曜日の夕方に最接近の情報を取って、明日の朝、登庁してくださいというふうに私は、日曜日の朝に登庁してくださいというふうにコミュニケーション取ってますので、いつでも連絡も取れましたし、また駆けつけられる状況にあったというふうに、私としては理解しています。

それと、消防庁の要諦なんですけれども、先ほど山根議員が読まれた部分については、災害が発生した場合のところを恐らく読まれているんだと思うんですけれども、もちろんそこに書いてあることは、災害が発生した場合のことを書かれているのではないかというふうに私は理解しているんですが、そのように思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。

山根委員。

○山 根 委 員 何度も言うようですが、災害が発生した、発生してるじゃないですか。そのところ、認識が甘い。さらには、連絡を取れた取れたと言われますが、この連絡を取れるというのは携帯で取れる。実際に、いなければ取れないこともあるんじゃないですか。指示は首長がするものです。連絡も電波が届かなくなったり、車で行かれてたら、車の道路が寸断されたり、いろんなことが考えられる。そういう状況の中で市民を不安に陥れたと、そういう状況があったと私は認識しておりますけど、そののと

ころについてはどのようにお考えでしょう。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

正確に事実を紹介すれば、山根議員の勝手な妄想によって、市民に不安が広がったというのが実際だと思います、今のお話を聞く限り。災害が発生したというのは、どの部分を指しているのでしょうか。

先ほど来お話ししてますが、月曜日祝日ですよ。朝から昼までが一番、この町に台風が接近する時間だったんですね。その前日の夕方に私ここに帰ってきて、その前は不在にしました。それだけです。その不在にした間も、事前に、そもそも想定をしていましたし、それ以降、状況が変わるのかどうか、それを適宜確認しながら連絡を取っていた。どこに不安になる要素があるんでしょう。私がここにずっといて立っていたら、何か市民が安心するんですか。そんなばかなことはないので、ばかという言葉はいけないんです。特に問題ないですか。

○石 飛 委 員 長

謹んでください。

○石 丸 市 長

ばかげたことがないので、「ばかげた」はよろしいですか。

○石 飛 委 員 長

「ばかげた」も、ちょっと控えてください。

○石 丸 市 長

では、稚拙な想像。

○石 飛 委 員 長

「稚拙な」は、もっとよくないと思いますが。

○石 丸 市 長

どこまでがいいんですか。

○石 飛 委 員 長

どこまで、そういう言葉は使わなくても、答弁していただければいいと思います。

○石 丸 市 長

分かりました。では、できるだけ避けてお話しするならば、根拠のない言いがかりはやめてください、これです。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

まだ質疑があるようでしたら、おおむね1時間たちましたので、ここで、11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時08分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き危機管理監の審査を伺います。質疑はありますか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

先ほどのやり取りの中で、山根議員から命を預けるという発言があったんですけども、ここの自主防災活動等のいろんな事業がされている中で、そういった命を預けるという考え方というか、そこの認識、市の執行部の考え方をちょっと教えてください。

○石 飛 委 員 長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

災害時ですので、全部が全部、行政に対して、命を預けるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。そういう中で、よく自助・共助・公助とありまして、今、国のほうでは、自分の命は自分

で守るという認識の下、共助と公助、また、自助の役割分担の下で、災害から命を守るというふうに、施策が進んでいます。

そういう意味では、全て行政にお任せというのはなかなか、実際に災害から命を守ろうとしたときに、全住民を安芸高田市の職員が、戸別に回って助けるというのは不可能でありますので、今言いました自助・共助・公助、こういう観点で市民の皆さんについても、命を守っていただければというふうに認識しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

少し危機管理監が遠慮がちに答弁をしたので、私のほうからはっきり申し上げますが、山根委員の認識は間違ってます。

行政の役割というのは、最終、防衛ラインです。そこに最初から頼りに行ったらもちません。なので、一般質問の場だったかと思いますが、公明党のウェブサイトにもそのように書いてあるとお話をしました。お上に頼ってちゃ駄目なんです。頼るような意識を持たせたら駄目なんです。それを議員の立場で、いまだにおっしゃってるという、そこに私は相当の危機感を覚えてます。なので、認識を改めてください。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

10ページの実施内容の部分です。備蓄物資購入のところの6、7、8が車中泊用の機材ということなんですけども、各20台ずつで、ちょっと私が想像しているものと違うのかなとちょっと思ったのが、例えば(8)が、計算すると1台当たり20万円ぐらいのものなのかなと思うんですが、これ実際どういうふうに使うものなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

これは、去年の、これの補正で買わせていただいたもので、車中避難のために本所と支所、これに各2台の6か所ですね。それから、ゆめタウン4台、ウエストニュージーンランド村に4台分を購入しております。

これは車中避難をされたときの照明として、外で使うのに発電機とそれから投光器を準備しています。屋内用としては、ポータブルの発電機ですね。ポータブルの発電機が屋内では使用することが可能になりますので、そういったところでも、購入をさせていただいております。

すみません、ちょっと説明が前後しますが、まずは車中泊用ということで整備させていただいたものになっておりますので御理解ください。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

今の田邊委員と同じところの備蓄物資購入なんですけれども、非常食についての購入が挙げられてます。例えば1番のそのまま御飯だと、消費期限というか、賞味期限が7年だったり、次のパンだと5年というものがあると思うんですけども、この更新で、期限が来たものについて、ど

のように取扱いをされているのか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

これは、学校等で、防災教育をするときに活用していただいたりしております。あとは、自主防災で避難訓練をされる際にも試食をしていたりとか、そういったことを対応させていただいております。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

8ページの非常備消防の件で、昨年の事務事業評価シートを見ると、2トン車以上が運転できるように、自動車運転免許取得費補助金が使われています。令和4年度を見ると、その事業の記載がなくなっているんですけども、これは補助事業によって必要な免許の取得が進んだということなのかどうなのか、その辺りを御説明ください。

○石 飛 委 員 長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

令和4年度が、準中型免許取得補助金の対象者が1名、それからAT限定免許、この取得の対象者が2名でした。ですけれども、このたび申請がありませんでしたので、ゼロになっておりますので、記載がないということになっております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員

同じく8ページの非常備消防事業の関係で、先ほどもあった対策本部と消防団との指揮命令系統というのは、基本的にどのようになっておるのか、再度確認したいんですが。

○石 飛 委 員 長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

消防団も対策本部の一員になっていきますので、本部員会議の中でいろいろと指揮命令がなされるというふうに理解をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

先ほどもありました消防団の団員を動かすのは消防団の団長以下、そういう組織の中で動かすんでしょうけども、先般、甲田町の議会の地域懇談会で、消防団であれ、市民の方が、市長がおらんかったから、我々消防団員は12時ぐらいに、夜中に出たんですかね。出されてしまったというふうな言い方をされたんで、私は、それちょっと違うんじゃないかなと思ったんですが、明確でなかったんで、そのときは答えなかったんですが、そのときの消防団、先ほど管理監おっしゃったと思うんですが、夕方の段階で消防団に指示をしたということによろしいんですか。

○石 飛 委 員 長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

指示といいますか、消防団本部と話をさせていただきました。消防団本部が自ら12時に配備、出動するという決定がなされております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

対策本部の一員として、そういう検討した結果、消防団としてどう動くかというのを受け止めて、消防団として、その後は、動くという組織

体系になっておるということでよろしいですか。

○石 飛 委 員 長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 今、御説明された御指摘のとおりです。

なお、先ほども訂正をしましたけれども、市長がいなかったから消防団が12時に出動をすることになったというのは、全く根拠のない、うわさではないかというふうに、私としては理解をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時29分 休憩

午前 11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

これより、総務部の審査を行います。

総務課の決算について説明を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 総務課の決算について説明をします。

説明書の11ページをお開きください。

総務一般管理事業、総務課所管分です。

この事業は、行政嘱託員による行政情報の提供、日直・宿直の業務等、庶務的な業務を行っております。

実施内容ですが、行政情報提供事業では、行政嘱託員487名により、毎月1回、広報誌等の配布を実施しています。また、市地域振興事業団へ封入業務を、市シルバー人材センターに配送業務を委託しております。

次に、日直・宿直事業は、日直・宿直員を本庁及び5支所に各1名、10月からは5支所を機械警備とし、本庁のみ配置し実施いたしました。

次に、顧問弁護士委託では、本市顧問弁護士として2名に相談業務を委託しており、17件の相談を行っています。

次に、成果と課題です。

成果は、宿日直業務の見直しです。支所の宿日直を昨年度10月から機械警備に切り替え、効率化を図りました。また、郵便料金計器を導入し、集計、差出書の作成作業等を大幅に軽減することができました。

次に、課題です。通知公報の配布方法について、個別郵送やポスティングを検討しましたが、一定の期間内に配布することが困難であり、新たな手法の検討が必要であると考えております。

続いて、12ページをお開きください。法制執務事業です。

この事業は、情報公開・個人情報保護及び法制執務に関する事務を行っています。

実施内容ですが、法制執務事務では、条例等の制定や改廃を行ってい

ます。

次に、情報公開・個人情報保護事務では、公開請求や開示請求について制度運用を行うとともに、公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査委員会を開催しております。

次に、成果と課題です。

成果は、電子決裁の導入です。紙媒体を中心に行ってきた業務体系を見直し、ペーパーレス化を図りました。

次に、課題です。改正個人情報保護法について職員の理解を深めるため、職員研修等が必要だと考えております。

続いて、13ページ、人事管理事業です。

この事業は、職員の人材育成、人事管理、福利厚生及び給与管理等を行っています。

実施内容ですが、職員人材育成事業では、独自で実施した研修を計11回、研修所等での研修を17回実施し、派遣研修として8名を自治体等へ派遣しております。

次に、職員人事管理事業では、第4次定員適正化計画に基づく計画的な職員数の削減を進めるとともに、2023年度採用に向けた資格試験を実施しております。また、全職員を対象とした人事評価及び新たに特別職と部長級職員を対象とした360度評価を行いました。

次に、職員福利厚生事業では、職員の定期健康診断を実施しています。

最後に、衛生管理事業では、ストレス等を感じている職員へのケアとして、カウンセラーによる毎月1回のカウンセリングを行うとともに、新規採用職員及び新任管理職を対象に、健康相談を実施しています。

次に、成果と課題です。

成果は、第4次定員適正化計画に基づく定員管理の実施と、7月から9月にワーク・ライフ・バランス推進強化月間を設定し、働き方改革への取組を進めました。

次に、課題です。時間外勤務時間数は、昨年度と比較して減少しましたが、引き続き削減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、14ページをお開きください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業です。

この事業は、臨時特別給付金、また、価格高騰緊急支援給付金の給付を行っております。

実施内容ですが、臨時特別給付金は、住民税非課税世帯720世帯、家計急変世帯3世帯に、合わせて7,230万円を給付しました。

次に、価格高騰緊急支援給付金は、国給付の5万円に、市独自で2万5,000円を上乗せし、住民税非課税世帯3,636世帯、家計急変世帯8世帯に、合わせて2億7,330万円を給付しました。

次に、成果と課題です。

成果は、まず迅速に事務を行い、給付を完了したことです。さらに、価格高騰緊急支援給付金で、特に家計への影響が大きい住民税非課税世



帯に対し、独自に2万5,000円上乗せし、低所得世帯への支援を行ったことです。

次に、課題です。アウトソーシングの活用が課題だと考えております。以上で、総務課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長      以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
田邊委員。

○田 邊 委 員      11ページの成果と課題の部分なんですけれども、成果の部分で、宿直業務ですね。機械警備に切り替え、効率化を図ったというふうに成果として出ているんですけども、この件について課題というのは何か出ているのでしょうか。

○石 飛 委 員 長      新谷総務課長。

○新谷総務課長      宿直業務の機械警備への課題については、今のところ把握はしておりません。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑。  
山本数博委員。

○山本数博委員      田邊委員と同じところなんですけど、成果は、効率化、10月から機械警備に切り替えて効率化を図ったと書いてあるんですけど、その点の効率化を図られたのかもしれないんですけど、行政サービス上、抗議の電話があったり、困ったという電話があったり、そういうのが私はあったと思うんです。その辺の行政サービスに関わっての課題は全くなかったんでしょうか。

○石 飛 委 員 長      新谷課長。

○新谷総務課長      宿直業務を機械警備にしたことについて、抗議の電話等は、こちらのほうでは賜っておりません。支所への電話等につきましても、本庁に転送されるようになっておりますし、支所での土日での戸籍の受付業務等は、年間を通しましても数件で、そちらのほうでの苦情というものは受けておりません。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑。  
山本数博委員。

○山本数博委員      要するに宿日直に関わって、8時半から開始の業務時間が9時に変わったりいうのも、それが一体でなかったですかね。もしそれなら、8時半までに要件があって、電話をしたんじゃが、9時からにしてくれというふうに返るんだと。どこへどういうふうに言うたらいいのかという問合せが再々入るんですね。

今言われたように、支所へ電話したら本庁に転送されて、それから担当者につないでもらって返答があるはずだと、こういうふうに言うんですけど、8時半までだったら、それまで待ってくれというような回答になったりして、なかなか自分らの要件が言われんと。

要するに事情的には、あそこの道路の法面がずっとるとか、犬がひかれて道路に転がるととか、自分の要件を言いたいとかというところが、

うまい具合に伝わらんというのが私のところには、いろいろ入ってきたんです。そういうことは全くないんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

新谷課長。

○新谷総務課長

対応いただきましてありがとうございます。

警備に変えたことと、開庁時間の変更とはまた別で、今、山本委員がおっしゃったのは、開庁時間が9時からになったことに伴う苦情というか、相談ではなかったかなと思います。

支所に電話をかけられて、本庁のほうに転送されるんですけども、9時からの開庁時間にしておりますので、8時半から9時までは、本庁の宿直員が対応するということになっています。緊急な案件等につきましては、各担当課のほうに電話を転送するようになっておりますが、緊急案件でない場合は、9時からおかけ直してくださいというふうにアナウンスをしていただくようにしております。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の答弁で、8時半までの伝達やら、9時前での伝達もあるんですけど、それは全く課題として受け止めておられませんか。市民が困つとるけ、電話してくるんですね。何とかならんかと。いや、待ってくれ、そうするしかないんじゃないかというて答弁するんですけど、出勤前に伝えたいことがたくさんあるんだそうですよ。その辺は課題として挙がってないので、課題と受け止めておられないのかどうか。課題なら、その対策が必要ですよね。全く、いいんですよということなら課題にならんと思いますけど、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長

新谷課長。

○新谷総務課長

今現在、課題としては受け止めておりません。それは9時までの間にかかってきた電話の対応等につきまして、緊急な場合は、担当課のほうに電話を回していただくようにしております。9時開庁なので、緊急でない場合は、改めてかけ直していただくようにアナウンスをしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

同じく総務一般管理事業のところで、去年の事務事業評価シートで、課題のところで、行政嘱託員制度について、行政嘱託員を通した市役所と地域との連携・調整の手段を整理する必要があると課題を挙げています。今年度を見ると、その課題は挙げられていないので、どのように整理をされたのか、どんな結論が出たのかをお聞かせいただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

新谷課長。

○新谷総務課長

行政嘱託員制度についてなんですけれども、まず行政嘱託員の任務として、通知公報の配布を主な任務で担っていただいております。その通知公報の配布をどういうふうな形でするかというところで、その手法がなかなか、いい手法が見つからないというところから、今喫緊の課題と

して、通知公報の配布というところを課題にさせていただきました。

作年度、令和3年度のシートに書かせていただいたものにつきまして  
は、引き続きの課題と考えております。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      続いて、13ページ、人事管理事業のところですか。成果と課題の課題の  
ところで、時間外勤務時間は引き続き削減に向けて取り組むとあります。  
そうしたときに、一番下の右下、成果指標のところ、1職員当たりの  
年間時間外勤務時間数の計画数のところが197となっています。これを  
昨年のもものと比べてみると、昨年の実績がほぼ197となっていて、  
削減をしていくために掲げる計画値が、昨年の実績であっていいのか、  
削減をしたものを計画値目標値とすべきではないのかと思うんですけれ  
ども、その辺りの考え方をお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長      新谷課長。

○新谷総務課長      おっしゃるとおりで、計画値は昨年の実績を、それより下回ることを  
目標ということで掲げさせていただきました。

○石 飛 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      すみません、ちょっと今、答弁が分からなかったんですけども、令和  
3年度の実績値が、令和4年度の計画値になっていると認識しています。  
そこは間違えないでしょうか。

○新谷総務課長      はい、間違いございません。

○石 飛 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      であれば、計画値は、削減を目指す課題として掲げているのであれば、  
計画値は、削減をした値が計画値になるのではないかなと思うんですけ  
れども、その実績値が計画値になっているところに違和感を覚えており  
ます。なぜそうなのか、なぜ削減した値じゃないのかをお伺いしたいと  
思います。

○石 飛 委 員 長      新谷課長。

○新谷総務課長      南澤委員のおっしゃる考え方もあるかと思うんですけども、当方と  
しましては、昨年より上回らない、昨年より下回るということで、昨年  
の実績を基準として、そこを目標にさせていただきました。

○石 飛 委 員 長      石丸市長。

○石 丸 市 長      すごく分かる話なんですけど、補足をしますと、まず南澤委員が違和感  
を覚えてらっしゃるその原因は、恐らく前提の認識があまりないからだ  
と思います。

何かというと、市の職員というのは年々減っています。減っているん  
ですが、業務量はそんなに簡単に減りません。むしろ少子高齢化が進ん  
でいる、この町においては、増える面のほうがあるぐらいです。そうし  
たときに、より少ない人数で仕事を回さないといけない。残された人員  
で、この時間外、もちろん少ないほうがいいんですが、それが現状維持  
になるというのは、私は、目線としては決して低くない目標ではないか

と捉えています。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員      11ページの開庁時間についてですね。先ほどからも質問が入っておりますけれども、本庁の開庁時間9時からになったことによって、市民の方もそうだとは思いますが、いろいろ変わって、市民の方も、御意見ある方もいらっしゃると思いますが、私が聞きたいのは行政組織、県とか他市町の行政組織とのやり取りが9時からになったことによって、どのような影響が表れているか。ある意味、県内で、うちだけが9時開庁ですよ。なかなかやり取りが30分遅れることによって、どのような影響があるか、伺います。

○石 飛 委 員 長      新谷課長。

○新谷総務課長      県内の市町には、既に9時から5時までの開庁時間ということは、お伝えをさせていただいております。先ほども、市民の方と同様に、県内自治体の対応につきましても、緊急案件につきましては回していただくというところを宿日直のほうにお願いをしておりますので、そちらのほうの対応で難しいことがあったというのは、今現在は聞いておりません。

○石 飛 委 員 長      山根委員。

○山 根 委 員      ということは、県からの情報についても遅れることなく、ちゃんと安芸高田市が30分遅らしていても、しっかりと入ってきているということでしょうか。

○石 飛 委 員 長      石丸市長。

○石 丸 市 長      これも先ほどの南澤委員と同種、あるいは、もう少しアップデートが足りない部分だと思うんですが、今この時代にあって、東京とニューヨークですら、仕事はできます。そういう時代になっています。それが可能な環境になっています。国、県というのは、もはや誤差の範囲です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      12ページ、法制執務事業についてお伺いします。

成果と課題のところ、これもまた令和3年、昨年の事務事業評価シートなんですけれども、法律関係のことにに関して、専門人材の確保を検討する必要があるというふうな課題を挙げられておりました。今年度に関しては、その課題が挙げられておりませんが、専門人材の確保についてはどのようにになりましたでしょうか。

○石 飛 委 員 長      新谷課長。

○新谷総務課長      専門人材の確保については、リーガルチェックを考えておりまして、顧問弁護士のほうに、こちらの案件もちよっと相談をいたしましたところ、顧問弁護の中でリーガルチェックのほうもやりますということをお願いいただきましたので、専門人材というところは、顧問弁護士にお願いをしていきたいと思っております。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 長 同 じ く 12 ページ の 中 で、 個 人 情 報 保 護 法 に 関 係 し て、 具 体 的 に お 聞 き し た い こ と は、 担 当 が 福 祉 保 健 部 に 関 わ る こ と な ん で す け ど も、 先 般、 こ の 19 日 で す か、 敬 老 の 日 が あ り ま し た け ど も、 全 国 的 な 課 題 と い う ふ う に、 敬 老 の 日 の 運 用 と い う の が 難 し い と い う こ と な ん で す が、 そ の 一 つ に、 高 齢 者 の 年 齢 と か、 死 亡 さ れ た と か ど う と か と い う こ と の 情 報 が、 お 世 話 を す る 振 興 会 辺 り が、 非 常 に し づ ら く な っ た と い う こ と が 一 つ あ る ん で す け ど も、 こ の 個 人 情 報 の 保 護 法 と の 関 係 で、 ど ん な ふ う に 運 用 す れ ば、 そ こ ら が う ま く 伝 わ っ て い け る の か、 お 考 え が あ れ ば お 伺 い し た い と い う ん で す が、

○石 飛 委 員 長 新 谷 課 長。

○新 谷 総 務 課 長 う ま く 伝 わ っ て い く と い う と こ ろ は、 そ の 振 興 会 に 対 し て、 ど う い う 説 明、 ア プ ロ ー チ を す れ ば い い か と い う こ と で よ ろ し い で し ょ う か。

○石 飛 委 員 長 熊 高 委 員。

○熊 高 委 員 長 では、 改 め て、 も う 少 し 具 体 的 に。 振 興 会 の 皆 さ ん が 行 事 の 案 内 を し た り、 物 を 配 布 す る よ う な こ と も 最 近、 コ ロ ナ 後 は 多 い ん で す け ど も、 そ の 対 象 者 を 特 定 す る こ と が 個 人 情 報 保 護 法 の 関 係 で、 で き に く い と い う 状 況 が あ る ん で す ね。 そ れ を ど ん な ふ う に 解 決 で き る か と い う の が、 こ の 個 人 情 報 保 護 法 の 運 用 の 中 で、 振 興 会 と の 連 携 の 中 で 可 能 な こ と が な い ん で し ょ う か と い う こ と で す。

○石 飛 委 員 長 新 谷 課 長。

○新 谷 総 務 課 長 な か な か 難 し い 問 題 だ と は 思 う ん で す け れ ど も、 や は り 行 政 と い た し ま し て は、 法 律 の 下 に 運 用 し て い く と い う こ と が 大 原 則 な の で、 個 人 情 報 保 護 法 を 基 に 運 用 を す る と い う と こ ろ に 徹 し て い く べ き で は な い か と 考 え て お り ま す。

○石 飛 委 員 長 熊 高 委 員。

○熊 高 委 員 長 個 人 情 報 を 行 政 が 運 用 す る と い う こ と は で き る ん で す ね。 そ の 確 認 を ま ず し た い ん で す が。

○石 飛 委 員 長 新 谷 課 長。

○新 谷 総 務 課 長 個 人 情 報 を 運 用 す る と い う こ と に つ き ま し て、 も う 少 し 具 体 的 に、 す み ま せ ん、 お 願 い し ま す。

○石 飛 委 員 長 熊 高 委 員。

○熊 高 委 員 長 担 当 が 違 う ん で、 ち ょ っ と 言 い に く い と こ ろ も あ っ た ん で す け ど も、 例 え ば、 行 政 が、 福 祉 保 健 部 の ほ う の 関 係 者 が、 そ の 個 人 情 報 に 基 づ い て、 こ の 人 が 75 歳 以 上 と か、 こ の 人 は 亡 く な っ て ま す よ と い う よ う な 情 報 を 使 っ て、 振 興 会 に こ う い う 情 報 で 案 内 を し て く だ さ い と か と い う こ と が 連 携 で き な い の か な と い う、 そ う い っ た こ と を 考 え て 今 お る ん で す け ど も、 そ の 辺 が 個 人 情 報 保 護 法 の 下 の 運 用 で、 行 政 が そ う い う 形 を 使 え る の か ど う か と い う の を 確 認 し た い ん で す が、 こ こ で 難 し か っ た ら、 ま た 福 祉 保 健 部 の ほ う で も 聞 き ま す け ど も。

○石 飛 委 員 長 新 谷 課 長。

- 新谷総務課長 福祉保健部のほうからも、いろいろイベントに関しまして、個人情報の取扱いについて協議、相談のほうがありました。それで結果、出した結論が、今回の取扱いとなっております。
- よって、個人情報を福祉保健部のほうで取り扱って、提供するというのも難しいかと思っております。振興会のほうの行事がスムーズにいくように、行政としても協力はしていきたいと思いますが、その法律、コンプライアンスに基づいた、その協力というところになるかと思えます。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 答弁の中で、今回の取組になったというような表現をされたと思うんですが、今回どういう方向性を決めたということなんですか。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員に申し上げます。ちょっと総務部とは所管が違うのではないのでしょうか。地域振興会の関係とか、そういったイベントの話になってきよるような気がします。
- 熊高委員。
- 熊 高 委 員 最後確認したかったのは、個人情報保護法に基づいて、そういった対応を決めて、今年に取り組みましたというふうに御答弁されたので、その取組について、どのように方向づけをされたのかというのを、担当課として持っておられれば、お聞きしたいということです。
- 石 飛 委 員 長 それはもう担当じゃなくて、アドバイスをされたと言われているので、連携してアドバイスをされて、イベントとか構築されたのは、また部署が違うのではないのでしょうか。
- 熊高委員。
- 熊 高 委 員 どういうふうにアドバイスされたのかというのをお聞きしたいと思えます。
- 石 飛 委 員 長 新谷課長。
- 新谷総務課長 個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法に基づいた取扱いをするべきということで、お話をさせていただいております。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。
- 山根委員。
- 山 根 委 員 12ページの情報公開についてお伺いします。
- 情報公開条例に基づいて公開されていると思いますが、どうも情報公開が遅いというような、市民からの御意見をいただいております。このところについて請求件数52件、公開19件、ちゃんと15日以内に、その公開義務に基づいた公開がされているのか、遅れがないのか伺います。
- 石 飛 委 員 長 新谷課長。
- 新谷総務課長 情報公開条例に基づいて、所定の期間内に開示のほうはさせていただいておりますが、案件によりましては、膨大な量の公開をしなければいけない案件等がありましたら、その期間の延長というのも条例の中に入っておりますので、そちらのほうの運用で、期間の延長をさせていただいた案件もあるかと思えます。
- 情報公開のものにつきましては、ここは統括をしておりますが、それ

それぞれの部署でやっておりますので、今ちょっと詳細、どの案件が所定内でできて、どの案件が時間を延長することになったかというところについて詳細は、ちょっと控えさせていただければと思います。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、ここで、換気のため、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

秘書広報課の決算について、説明を求めます。

北森秘書広報課長。

○北森秘書広報課長 それでは、秘書広報課の決算について御説明します。

説明書の15ページをお開きください。

総務一般管理事業です。この事業は、秘書業務、表彰、褒章等に関する事務、インターンシップ事業を行っています。

実施内容ですが、インターンシップ事業については、夏と春の2回実施し、計69名の申込みで、各回12名ずつを受け入れました。

成果と課題です。

これまでNPO法人が実施する事業に参加する形でインターン生の受け入れを行っていましたが、昨年度は、市独自事業として開催しました。合宿型形式にしたことで、より地域との関係を深めてもらえる事業になっています。今後は、参加者を関係人口へと進化させる取組が必要と考えています。

続いて、16ページ、秘書広聴事業をお願いします。

この事業は、広報誌、ホームページ、SNS等を活用した市の情報発信と、広聴に関する業務を行っています。

実施内容は、広報事業として月1回の広報あきたかたの発行、ホームページの運用管理、SNSでの情報発信を行いました。広聴については、市民モニター事業、あきたかたMeet-up事業を実施しました。

成果と課題です。

広報誌については、読者の声も踏まえ、8月号でリニューアルを図り、同号で、県広報コンクール最優秀賞を受賞しました。SNSでの発信強化にも取り組み、LINEの機能拡張ツールを導入しました。

今後に向けては、ホームページの情報整理と使いやすさの向上を図る必要があると考えております。また、SNSの各ツールの一層の活用を図っていききたいと考えています。

以上で、秘書広報課の説明を終わります。

○石飛委員長 以上、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員 市長に伺いたいんですが、特別職員の旅費の件なんですが、今、番組名をはっきり覚えてませんが、ユーチューブへの出演を去年されておりますよね。その出演に当たって、旅費を請求されて出演をされとるんですけど、果たしてその旅費を受けて、その番組に出るだけのものがあったのかどうか。そこらのところを私は理解できません。機会があったら市長に聞こうと思ったんですが、その点をお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 山本数博議員にお尋ねしますが、庶務的な事務の手続の説明の求めでよろしいですね。市長に聞くんですか。

それは市長に聞かなくても、説明員に尋ねることだと思いますが。説明できますでしょうか。

北森課長。

○北森秘書広報課長 まず公務の考えなんですけれども、いろんなところから、そういった取材であるとか出演依頼というものをいただいておりますけれども、それについては、市の秘書広報課のほうへ御依頼をいただいて、秘書広報課のほうで、そちらのほうへ出演するかどうかは、市長へも確認した上で判断をしております。そうした手続を踏んだものにつきましては、公務として整理をさせていただいて、公務で行く以上は、旅費等についても、市のほうで負担をして払うというような流れでさせていただいているところです。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 いや、ちょっと今の説明で、はっきり分からんところあるんですけど、今の特別職がその要請に伴って出張するかしないか、公務か公務でないかの判断は、秘書広報課ですということでもいいんですか。

○石 飛 委 員 長 北森課長。

○北森秘書広報課長 公務か公務でないかの判断につきましては、一定の手順を踏んでいただきましたら公務と判断をします。それは秘書広報課のほうでします。ただ、その依頼に対してお答えするかどうかについては、これはまた他の公務との関係もありますし、それをお受けできるかどうかという、市長であったり、副市長であったりという、その判断も入ってくると思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 一定の手順というところが分からんのですが。

○石 飛 委 員 長 北森課長。

○北森秘書広報課長 先ほども申しましたように、まずは市のほうに直接依頼をいただいて、その依頼内容のほうを、明示をしていただくというところで、まずはそれを、受付をさせていただきます。

そのものを組織の中において共有をさせていただいて、その内容に応じて出席をするかどうかということについては、内部で協議の上、判断



して、返事をさせていただくという一定の流れということです。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 どうも根幹になるところが雲に隠れたような話になるんで、内部で共有してという意味も分かりませんし、私、一番思うのは、市長宛てに案内が来とったら、市長、どうされますかというのが普通だろうと思うんですね。市長が、うん、これ行くよと言われたら、公務で行かれますか、それとも自費で行かれますかと。いや、これは自分の関係で行くんだから、この招待があっても、公務じゃなくて自分で行くよと言うたりですね。これは公務にしとってくれというのが普通、一般の在り方だろうと思うんです。それを今、内部で共有するというような、じゃあ、副市長やら、総務部長やら、担当課長、秘書広報課の課長ですね。場合によっては総務課長も含めて協議をして、市長さん、これは公務で行かれるべきですよと進言してやられよるのか、その辺をちょっと明らかにしてください。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 聞くに耐えないんですが、世の中の一般などというのを平気で、誤った認識になのにも関わらず、言わないようにしてください。先ほど課長が説明しましたよ。市役所に市長宛てで出演依頼が来たんだと。そこからはもう公務なんですよ、入り口が。私に個人宛てに来たんじゃないんですから。なので、市の担当部署として、秘書広報課として、それを処理していくという説明をしてるじゃないですか。それが全てです。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 今ので、余計分らないようになったんです。市長の考えは抜いて、以下、誰が協議しよるのか分かりませんが、市長さん、依頼がありました。行ってください、それが普通ですという言うたような気がするんですけど、そうじゃないと思うんですよね。

今これを質問させてもらいよるのは、市長が出られる番組でも、公務で行かれた場合と、自費で行かれる場合と、私はあると思うんです。じゃあ、決めるのは秘書広報課が決めて、市長に行ってくださいと、こうなっとるんじゃないいうて、今答弁されたような気がするんですけど、それはちょっと間違いじゃないかなと。何でもかんでも、じゃ、市長行ってください言われたら行くのかということになるじゃないかというふうに思うんです。そこらのところをこの決算に当たって、はっきりしていただきたいと思うんですが。

(発言する者あり)

○石 飛 委 員 長 間違いないと思いますよ。だから、共有していくのかと。

石丸市長。

○石 丸 市 長 委員長も認識がないようなので、もう一遍改めて言いますが、よろしいですか。個人的に受けているものだったら私は勝手に行きますよ。市役所が受けてるんですから、受けるにせよ、受けないにせよ、市役所に

来た時点で、それ公務ですよ。私宛てに来た依頼じゃなくて、安芸高田市市長宛てに来た依頼なんですから、その時点で公務始まりますよ、ルートとしては。

最終的な、受ける受けないは今、課長が述べたとおり、いろいろな私のそれこそスケジュール等を、勘案をして可否はありますが、ここで受け付けた時点で公務ですよ。これに限らずです。何か何とか町の祭りの挨拶のイベントだって、私宛てに来てるわけじゃないんですよ。市長宛てに来てから受け付けて、スケジュールを見て、行くか行かないか判断してるんです。

よって、こちらの説明が正しくて、山本議員の認識は間違っています。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 私は全く間違うとらんとしますね。市長の判断で、出席するか、しないかが最終判断じゃろうと思うんよね。今、市長が言われるのは文書が来て、市長案内、来てください言うたら、自分のスケジュールを見て、空いとったら、秘書広報課から、来てますよ、行ってくださいと。スケジュールが空いとりゃ行きますと、その時点で公務だと言われるのでは、私は、市長の倫理感に関わるような出張があると思いますけど。

(委員長、あれ失礼です。私の人間性をここで否定しているんです。の声あり)

(全然、否定していないじゃない。の声あり)

○石 飛 委 員 長 別に人間性の否定ではないです。

(倫理観ですよ。の声あり)

(倫理観が必要じゃ、いうんです。の声あり)

○石 飛 委 員 長 倫理観は、でも、ちょっと私語を謹んでください。

○石 丸 市 長 委員長、議事進行で申し上げている。今のは不規則発言、不適當な発言じゃないですか。

○石 飛 委 員 長 いや、今の市長の、委員長に対して発言を求めてないじゃないですか。許可を。

○石 丸 市 長 これは発言というか、委員長の議事進行に対して物を申してます。

○石 飛 委 員 長 だから、今は私が進行しますから。

○石 丸 市 長 では、お願いします。

○石 飛 委 員 長 はい。

ちょっと、もとへ。

山本数博委員が明確に質疑をしっかりとさせていただきたいということと、それと、全て市長名宛てに出演依頼等のものが来るわけですよ。そこら辺を整理していただいて、簡潔に質疑をしていただければと思います。

山本数博委員。

○山本数博委員 出張の是非ですね。これは出張すべきか、公務で出張すべきか、出張すべきでないかというものが含まれとると思う。その可否の判断はどのように決めとるのかというのが最初の質問だったんです。答えは、内部で協議しながら決めていくというような内容だったと思いますけど、そ

の内部で決めていく中身が、誰らが協議して決めていかれるのかということ質問しとったんです。

○石 飛 委 員 長

はい。

○山本数博委員

その回答はないんです。

○石 飛 委 員 長

先ほども市長が言われたとおり、全て公務であると。宛先は市長名で来るわけです。あとの出るか出ないか、行くか行かないか、その辺は内部で共有して、選択をするということを明確に答弁されていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

(はい。間違いありません。の声あり)

○石 飛 委 員 長

はい。それで引き続き、まだありますか。

○山本数博委員

テレビ局への出演依頼だったんですが、自分が考えるのは、東京までなので、そのテレビ局のほうから旅費やら経費を払うべきじゃないかというのが、自分ではあるんですけど、自費で来てくださいう状況だったんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

北森課長。

○北森秘書広報課長

具体的に、自費で来てくださいというような直接的なお話はありませんでしたけれども、旅費についての言及がありませんでしたので、こちらのほうで、旅費を出してくださいというようなところまでは請求をしておりません。ですので、こちらの公費として、出張として取扱いをさせていただきます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

全てにわたって、相手に、そういう問合せはしないんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

北森課長。

○北森秘書広報課長

様々な出席依頼等が来ますけれども、こちらのほうから相手方のほうに、旅費を持ってくださいとかというようなことはしておりません。ただ、相手側のほうから、今回については、こちらのほうで旅費のほうを出させていただきますということがあれば、当然市のほうから公費で支出をすることはありますので、二重での支給ということはありません。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

再度お伺いするんですけど、広島県内とかいうところは、すぐ行ったり来たりできるんですよね。大阪とか、東京とか、名古屋とか、北海道とか、出てくださいうのがあったら、そこらは、旅費のほうはどうなるんでしょうかというのも全く聞かないということですか、遠方になった場合。それだけ返答ください。

○石 飛 委 員 長

北森課長。

○北森秘書広報課長

こちらの方から、そこをあえて確認することはしておりません。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

山根委員。

- 山 根 委 員 16ページの活動成果の指標のところをお尋ねします。  
 広報誌の年間発行部数、これ計画値と実績値の間に1万部の差がございます。これの理由を伺います。
- 石 飛 委 員 長 北森課長。  
 ○北森秘書広報課長 これにつきましては、広報誌の発行部数の見直しを途中で行っております。当初、一月当たりが1万3,250部発行しておりましたけれども、部数の見直しを行って1万2,150部に、途中から見直しをしている関係上、当初の計画値より下がっているというところです。  
 以上です。
- 石 飛 委 員 長 山根委員。  
 ○山 根 委 員 引き続き、この発行部数について聞くんですけれども、安芸高田市の世帯数は1万3,000人だったかしら。1万2,000人前後だったと思うんですけれども、今までも関係団体とか関係者、ふるさと応援の会とか、そういうところには配布されていたように思うんですが、削減された中にはどういうものが入っているのか、お尋ねします。
- 石 飛 委 員 長 北森課長。  
 ○北森秘書広報課長 各戸配布をさせていただくほかに、市内の施設に配架のほうをさせていただいたり、関係の自治体のほうに送付をさせていただいたりというものが入っております。  
 先ほど言われた、ふるさと応援の会のほうにつきましては、市のホームページのほうにも広報誌のほうを掲載しておりますので、そちらのほうを御覧いただくように以前、御案内をさせていただいて、現在は、ふるさと応援の会のほうには個別で郵送では、お送りをさせていただいておりません。  
 今回のこの見直しの部数につきましては、実際、配布をさせていただいて、残が残るというような状況が続いておりましたので、それを見直して、少し部数のほうを減らさせていただいたというところです。  
 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。  
 南澤委員。
- 南 澤 委 員 同じく広報広聴事業のところ、SNSの管理のところですね、市のLINEの登録者数、年度末で3,875名ということなんですけれども、これ高齢者に対するスマホ習得の支援などもされて、その条件として、LINEの登録をするようにという事業があったかと思えますけれども、現状の数として、LINEの登録者数をどのように評価していて、今後どのようにされていくおつもりか、お聞きしたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 北森課長。  
 ○北森秘書広報課長 こちらのLINEのほうなんですけれども、令和3年度末で3,056名のお友達登録のほうをさせていただいておりました。令和4年度末で3,875名ということで、800人ぐらい増えてはいるんですけれども、まだまだこれは、十分な数というふうには考えておりません。この数を増やしていくに当

たって、先ほど言われたスマホ教室もそうなんですけれども、それ以外にやはりLINEのほうを、やはり機能を、充実をさせていって、皆さんが使いたいと思っていただくような、そういった市の公式LINEのほうにしていくな必要があるというふうに考えております。

そのため先ほど言いました、LINEの機能の追加というのを昨年度末にさせていただいております、これは機能の充実を今年度、所管のほうは政策企画課のほうに変わっておりますけれども、順次機能を、追加をしていくように考えております。

以上です。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

取組については今、御説明で分かりました。

目標値ですね。それをどのように捉えていらっしゃるのかというのを  
お聞かせください。

○石飛委員長

決算審査ですが、それでよろしいですか。

来年度の予算編成に生かしていただきたいという意味合いですね。

では、答弁お願いします。

北森課長。

○北森秘書広報課長

目標値の定め方は、ちょっと難しいところはあるんですけれども、最終的には、市民の方全員の数まで行くということが最終目標にはなろうかと思えます。そこに向けて、まずは目の前の目標値というところで行きますと、市民の方の30%であるとか、50%であるとか、段階を刻んで、その目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

15ページ、総務一般管理事業なんですけれども、課題のところ「表彰・顕彰制度について、現状に即した内容になっているか検証し、見直す必要がある」とありますが、この現状に即した内容になっているかという、課題なんだと思うんですけど、これは、もう少し詳しく説明していただきたい。どこがどう現状に即した内容になっていないというふうな、見込まれているのか教えてください。

○北森秘書広報課長

市のほうに表彰条例があります。それとは別に、感謝状の規定のほうもありまして、そこが若干重複をしている部分があります。それと、ふるさと応援の寄附をいただいておりますけれども、そういった新しい制度等が入ってきたことによって、当初制定しておりました内容が、少し運用していく中で課題を感じている部分があります。

それと、多額の寄附を重ねていただいております方について、どのようにその感謝の意を表していくかというようなところも課題として思っておりますので、その辺りを、見直しをかけていきたいというふうに考えております。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員      市政の動きについて、広報誌の中で編集されていますが、この市政の動きについては編集員の中で審査とか、この文言とかそういうことは、しっかりとされていますでしょうか、伺います。

○石 飛 委 員 長      石丸市長。

○石 丸 市 長      6月の一般質問でも同じような話をされたかと思うんですが、そのとき結論は出てたはずですよ。記憶にないのか、理解ができなかったのか、その両方かもしれないですが、執行部として、内容は適正に管理をしています。一部事務的なミスがあった例もありますが、内容については、これ改めてお伝えしますが、議会事務局の目を通してます。内容について確認してもらっています。これが全てです。

○石 飛 委 員 長      山根委員。

○山 根 委 員      一般質問でと言われますが、一般質問は、質問でしか終われないので、そういった中で私が、一般質問において内容の間違い、議長の代表権あります。私が回答していないというのは、もうそのときの12月に回答しましたと回答しています。それが一番最後に市長が発言されることによって、もうひっくり返されてしまうというような終わり方になっております。

○石 飛 委 員 長      山根委員、質疑をお願いします。

○山 根 委 員      市長は言われる、もう結果が出てるということは、出ておりません。さらに、市民の方からも、内容について問題がある、市民から審査員を入れたいぐらいだというような声が出ております。

今後に向けて、昨年のこのときに市政の動き、広報誌について問題があるというので不認定をしておりますけれども、それに対する対応を市のほうはされております。それをされるお気持ちはありますか。伺います。

○石 飛 委 員 長      石丸市長。

○石 丸 市 長      どこから説明を差し上げれば私、いいか悩むんですが、まず6月の一般質問において、わざわざこちらのほうから、事実と違っていると指摘をしています。山根議員の主張が間違っていると。先ほども口走られたんですが、代表権が議長、そんな話を私はしていません。していないんですよ。勝手な思い込みです、それは。していないんです。書いてないですから。

議会が何か意思表示する際に、議長が発する、それは当然です。ただ、執行部が誰宛てに何を通知するか、それはこちらに権利があるんですよ。代表権、関係ないです。それで言うなら、執行部の代表権は私にあるので、成り立ってるんですよ。これ法律論なので、これぐらいは理解してください。よろしいですか。とんだ恥かいてますよ。

さらに言えばですけども、この中で宛先が委員長宛てだったら開けない、いや、そんなことないですよ。開けばいいじゃないですか。委員長

宛てなんですから。

親展等で市長宛てのものを、市長以外が開けるのは問題ありますよ。なので、わざわざ議長宛てではなく、委員長宛てに出してるんですよ。開けられない理由がないです。法的にそんな理由はないです。完全な思い込みです。間違った認識です。

そして、こうした主張を私は6月の時点でしました。今おっしゃったとおり、一般質問という場合は、勝手な主義主張をする場ではない。今もそうなんですが、場ではないので、もし何か異議申立てがあるんだったら、その後、何ぼでも聞くと。そこまで私は譲歩して歩み寄って、対話の窓を開いています。開けています。受けなかったのは山根議員です。議論から逃げて、説明責任から逃げたのは御自身です。人のせいにしないでください。

○石 飛 委 員 長      市政の動きについて、昨年度不認定になった、その件は、検討は。石丸市長。

○石 丸 市 長      それも既に、ここで結論が出ているというふうに私、冒頭申し上げたんですが、もう一遍、では、申し上げますか。

○石 飛 委 員 長      はい。

○石 丸 市 長      不認定とした理由、それが、そもそも間違っているのです、執行部として対処できませんと何回もお話をしています。

分からないと言ってましてね。何か追加で補足説明があるんだったらお願いしますと、教えてくださいと。いつでもスケジュール合わせますと、それをずっと前から言っています。なぜ逃げるんですか。言いつ放しで逃げてるのは誰なのか、明らかです。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、秘書広報課に係る質疑を終了します。次に、財産管理課の決算について、説明を求めます。  
小櫻財産管理課長。

○小櫻財産管理課長      それでは、財産管理課が所掌します事業の決算概要について説明をします。

主要施策の成果に関する説明書、17ページをお願いいたします。公有財産管理事業です。

実施内容ですが、公有財産の総括管理では、台帳整備、未利用地の売却貸付等を実施し、民間提案制度による提案募集を行いました。民間提案制度では、公共施設のLED化、広告付きAED無償設置事業、地域活性化につながる郷野小学校の教室賃貸マネジメント事業の3件を採択いたしました。

課題としては、市の所有している遊休未利用地は、不便な立地が多いこと、また、今後増加する廃止する施設とともに、処分をより一層推進する必要があります。

次に、18ページお願いします。用度管理事業です。

実施内容ですが、消耗品管理では、各課に担当者を選任し、共用消耗品の払出しを実施するとともに、市内事業者からの見積りによる一括発注・一括購入を実施しました。

成果と課題ですが、成果として、消耗品の購入は、その都度の見積り入札により購入額を抑えました。また、窓開き封筒の広告募集により、12万円の収入を得ています。

課題としては、経費節減のため、詰め替え、補充で対応できるものは新品ではなく補充で対応し、宛名シール、仕切りカードなど、単価の高い消耗品については、窓開き封筒、インデックスシールの活用を提案していく必要があります。

次に、19ページ、庁舎管理事業です。

実施内容ですが、本庁舎、支所の維持管理として、修繕、各種保守業務を行いました。また、施設修繕工事では、施設の安全・利便性の向上のため、八千代フォルテ高圧受電設備更新工事等を行っております。

課題としては、電気料金の高騰により、光熱水費が増加傾向にあるので、照明器具のLED化等による省エネに取り組む必要があります。また、建物の劣化もありますので、重要度、緊急度を考慮して、対応していく必要があります。

次に、20ページお願いします。一般車両管理事業です。

実施内容では、公用車の総括管理で、台帳を基にメンテナンスを実施しています。また、10年10万キロを基準に、老朽所有車両を廃止し、維持管理コスト削減のため、フルメンテナンス車両を8台購入しました。廃車車両の売却では、インターネット入札によって売却を実施しました。

成果と課題です。

成果として、インターネット入札による廃車車両4台の売却を行い、228万7,000円の収入となりました。民間の官公庁オークションを利用することにより全国から入札可能となっており、高値での売却ができています。

課題としては、検知器の供給不足により延期されていた、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化が開始されます。アルコール検知器の供給状況が安定したことから、新たな機種を選定して対応する必要があります。

次に、21ページお願いします。地域活動拠点施設事業です。

実施内容ですが、基幹集会所管理運営では、31施設、30団体との指定管理の年度別協定を締結しています。寺山地区多目的集会所は、修繕計画に基づき改修工事を実施しました。

課題として、長く使用できるように、計画的に修繕を実施していく必要があります。

次に、22ページお願いします。電算システム事業です。

実施内容ですが、本庁及び5支所にセキュリティーレベルの高い無線LAN環境を整備しました。これにより、無線LAN環境を活用した会議や研修等が実現できました。また、インターネット仮想ブラウザを導



入し、全職員にインターネット利用環境を整備しました。

課題として、マイナンバー制度関係のシステム改修が毎年続いており、自治体情報システム標準化もあるため、必要経費及び改修スケジュール等が精査できないことでもあります。特に、2025年度末までに対応しなければならない自治体システム標準化は、全自治体が対象のため、システムエンジニア不足など大きな負担が予測されます。

次に、23ページをお願いします。広域ネットワーク管理事業です。

実施内容ですが、インターネット系、L GWAN系、基幹系のネットワークごとに、定期的なウイルス対策を行いました。インターネット系ネットワークは、第2次広島県情報セキュリティクラウドへの接続や、L GWAN系は、総務省が推奨しているセキュリティアップデートを自動化しており、常に最新の状態を維持しています。

共同クラウド接続機導入として、三次市と基幹システムの専用回線の共同利用化を行い、これによって経費の削減が図られます。

課題としては、サイバーテロによるシステム障害や情報漏えい等の可能性について、常に調査研究が必要です。

次に、24ページ、地域情報化推進事業です。

こちらの事業では、統合型地理情報システムの管理を行っており、公図をはじめ、農地など、土地の確認に利用しております。また、情報発信システム、すぐメールPlus+を導入して、防災情報や、コロナ感染症の情報の一括配信をしました。

課題として、統合型地理情報システムの利用が増えており、ライセンス数の拡張を検討する必要があります。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、財政管理課に係る質疑を終了します。

ここで、総務部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

先川委員。

○先 川 委 員

先ほど聞き逃したんですが、申し訳ないですが、秘書広報課にお尋ねします。

現在、広報あきたかたの中の市政の動きですね。これは今後とも続けられるかどうか、お伺いします。

○石 飛 委 員 長

北森課長。

○北森秘書広報課長

現段階で、このコーナーをやめるというところは思っておりません。ただ、今後、広報誌の中身をどういうふうにしていくかというところについては引き続き、いろんな情報発信を考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、総務部に係る一般会計決算の審査を終了します。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 3 9 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長      休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、総務部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第8号「令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について」の件までの8件を一括して議題とします。

要点の説明を求めます。

小櫻財産管理課長。

○小櫻財産管理課長      それでは、認定第8号、吉田財産区決算を説明します。

決算書、268ページ、269ページをお開きください。

歳入の主なものは繰越金です。

次に、270ページ、271ページをお開きください。

歳出は、管理会委員報酬です。

次に、272ページから274ページは、財産に関する調書です。

決算年度中の増減はございません。

続きまして、認定第9号、中馬財産区決算です。

決算書の281ページ、282ページをお開きください。

歳入の主なものは、中電、KDD I への土地貸付料と繰越金です。

次に、283ページ、284ページ。

歳出の主なものは、委員報酬、下中馬地区への区有林維持管理交付金です。

次に、285ページから287ページの財産に関する調書、こちらのほうも増減はございません。

次に、認定第10号、横田財産区決算です。

決算書の294ページ、295ページをお願いします。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、296、297ページ。

歳出は、管理会委員報酬です。

次に、298ページから300ページの財産に関する調書は、増減はございません。

次に、認定第11号、本郷財産区決算です。

決算書、307、308ページをお願いします。

歳入の主なものは、財政調整基金繰入金と繰越金です。

次に、309ページ、310ページ。

歳出の主なものは、委員報酬、森林保険料です。

次に、311ページから313ページの財産に関する調書、決算年度中の増減は、財政調整基金から5万5,000円減少しております。

次に、認定第12号、北財産区決算です。

決算書、320ページ、321ページをお願いします。

歳入の主なものは、中電、家畜集合施設への土地貸付料と繰越金です。

次に、322ページ、323ページをお願いします。

歳出の主なものは、委員報酬と倒木処理作業の謝礼金となっております。

次に、324ページから326ページの財産に関する調書、決算年度中の増減はございません。

次に、認定第13号、来原財産区決算です。

決算書、333ページ、334ページをお願いします。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、335、336ページ、歳出は委員報酬です。

次に、337ページから339ページの財産に関する調書、増減はございません。

次に、認定第14号、船佐財産区決算です。

決算書、346、347ページをお願いします。

歳入は、繰越金です。

次に、348ページ、349ページ。

歳出の支出はございません。

次に、350ページから352ページの財産に関する調書、増減はございません。

次に、認定第15号、川根財産区決算です。

調書、359、360ページをお願いします。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、361ページ、362ページ。

歳出は委員報酬です。

次に、363ページから365ページの財産に関する調書、決算年度中の増減はございません。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

熊高委員。

○熊高委員 本郷財産区の307ページから308ページの基金の繰入れ、財政調整基金繰入金というのがありますが、この理由についてお伺いしたいと思います。

○石飛委員長 大田係長。

○大田財産管理課管理・営繕係長 財政調整基金の繰入れに関しましては、毎年の運営上、必要な部分だ

け不足分を繰入れをしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

高藤部長。

○高藤総務部長

財政調整基金でございます。これにつきましては、予算を組むときに歳入歳出の収支を均等にするために、財源が不足した場合、一般会計とかでもよくあると思いますが、そういったことで基金を持っております。そういったところからの繰入れでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

これは今後も続くような可能性があるというふうに見たほうがいいんですか。

○石 飛 委 員 長

小櫻課長。

○小櫻財産管理課長

木を持っておりますので、そちらのほうでの予算組みをしておりますので、今後も続いていくと思います。この考え方は、管理会のほうで、そういうふうな考え方で決められております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号「令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について」の件までの8件の審査を終了します。

以上で、総務部に係る特別会計決算の審査を終了します。

ここで、説明委員交代のため、14時まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、会議を再開します。

認定第1号、一般会計決算の審査を再開します。

これより、会計課の決算について、審査を行います。

要点の説明を求めます。

森岡会計管理者。

○森岡会計管理者兼会計課長

会計課の決算状況につきまして説明をいたします。資料の148ページをお開きください。会計管理事業です。

実施内容は、現金の出納及び保管等の出納事務で、迅速適正な支払い事務を行うため、電子決裁システムの運用開始に留意し、事業実施いたしました。

成果としましては、総支払い件数に占める電子データによる振込件数の割合は、前年度とほぼ同数値を維持、また、相手先口座の消滅や異動等による振込不納件数は前年度より若干増加したものの、振込適正化率

としては99.76%と高い水準を維持しております。

課題といたしましては、職員の事務処理能力の向上が挙げられ、今後も公金の適正な管理のため、取組を継続してまいりたいと考えます。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認めます。

これをもって、会計課の審査を終了します。

次に、行政委員会総合事務局の決算について、審査を行います。

要点の説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

行政委員会総合事務局の決算について説明します。

説明書の179ページをお開きください。監査委員事業です。

この事業は、安芸高田市監査基準に基づき、各種の監査を実施するものです。

実施内容ですが、定期監査をはじめ、7種類の監査等を行いました。

成果として、年間監査計画のとおり実施し、その結果をホームページで公表しました。

課題は、文書の電子化に対応した監査ができるよう、手法を研究する必要があります。

続いて、180ページをお開きください。選挙管理委員会事業です。

この事業は、選挙管理委員会の事務及びこれに関係する事務を行うものです。

実施内容ですが、委員会を7回開催し、議案58件を審議しました。また、検察審査員及び裁判員、それぞれの候補者、予定者を選定しました。

成果は、必要な議案を審議するとともに、委員会の事務を行っています。

課題は、選挙制度の改正に応じて、必要な事務を行う必要があります。

続いて、181ページ、選挙啓発事業です。

この事業は、選挙に関する啓発及び周知等を行うものです。

実施内容ですが、明るい選挙推進協議会の役員会、総会、小中学生の選挙啓発ポスター募集など、常時啓発及び選挙時啓発を実施しました。

成果は、明るい選挙推進協議会と連携して、啓発活動に取り組んでいます。

課題は、明るい選挙推進協議会の組織の見直しや、啓発活動を工夫する必要があります。

続いて、182ページをお開きください。選挙執行事業です。

この事業は、公職選挙法に基づき、各種選挙の管理執行を行うものです。

実施内容ですが、第26回参議院議員通常選挙の事務と広島県議会議員

一般選挙は、年度末告示までを執行しました。

成果は、おおむね適正に管理執行することができました。

課題は、適正な選挙執行体制を維持するため、事務処理要領の点検に継続して取り組む必要があります。

続いて、183ページ、公平委員会事業です。

この事業は、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての審査請求に対する採決を行うものです。

実施内容ですが、加盟する連合会の総会と書面審議に参加しました。また、委員会は2回開催しています。

成果は、広島県公平委員会連合会の会長市として、用務を適切に行いました。

課題は、審査請求や措置要求を迅速、適正に処理するため、今後も知識の習得に努める必要があります。

最後に、184ページをお開きください。固定資産評価審査委員会事業です。

この事業は、固定資産評価価格に関する不服審査申出の審査、決定を行うものです。実施内容ですが、委員会を1回開催し、研修会1回に参加しました。

成果は、委員会の円滑な運営のため、研修会に参加しております。

課題は、迅速かつ適正な審査決定のため、引き続き知識の習得に努める必要があります。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

181ページ、選挙啓発事業についてお伺いします。

選挙に関する啓発、周知を行うというのが主な事業ですけれども、活動成果指標のところ、最終的な成果というのは投票率の上昇ではないかなと思われるんですけども、その認識で合っているかどうかというのを、まず確認したいと思います。

○石 飛 委 員 長

国司事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

選挙啓発の本質的なところは、そういった有権者の政治に関する関心を高めて、結果として投票率が向上するということでございます。

そういった面もありますが、この事務事業の評価シートにおいては、そういった本質的なところを当然ということで触れておりませんので、啓発回数と成果活動指標、成果指標として空欄になっておりますので、今後そういった投票率の向上というの、検討はしていくことがありますが、啓発の効果イコール投票率というの、一概には言えないという部分もあるかもしれませんので、そこらはちょっと、今後研究していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員      同じところ、181ページなんですけれども、成果と課題の課題の部分が、令和3年度と書いてあることが一緒でして、昨年場合は、役員が減少傾向であって、ちょっとこれまでと同じような運営は難しいというのが課題だというふうな答弁をいただいていたと思うんですけれども、令和4年度の決算のほうにも同じような課題として取り上げられてはいるんですけれども、何か令和3年度の決算から改善された点というのはあるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長      国司事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長      この明るい選挙推進協議会の課題ということで、昨年度も、年々会員人数が減っていくということで活動が制限されているということでございました。引き続き同じ課題ということですが、この課題が継続したということでございます。

令和4年度の活動の中では、大きく変わっていませんけども、例えばポスター、今後、啓発ポスターの募集ということで、実は、明るい選挙の会員の方に審査をしていただいとるんですが、そこらの審査員については、だんだん減少して5名、4名という形で、ちょっと減少はしている現状でございます。

その関連で、今回、生徒議会、今までは明るい選挙推進協議会が一応は主催という形を取っておりましたが、実態的に行政がやっていたという部分、事務局も選管のほうがやっていますので、そういった組織でちょっと主催というのも、もう難しいという申出がございましたので、今年度については、明推協の主催というのはなくなったということで、協力という形になりました。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、行政委員会総合事務局の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時11分 休憩

午後 2時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長      休憩を閉じて、再開します。

これより、企画部の審査を行います。

財政課の決算について説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長      財政課の決算について説明します。

説明書の25ページをお開きください。行政改革推進事業です。

この事業は、施設の適正配置や、施設の有効活用と財産の売却など、

行政改革の推進に関する事務を行っています。

実施内容ですが、第4次行政改革大綱に基づき策定した実施計画を推進しました。また、当初予算編成に当たり、あらゆる事務事業を見直し、全体最適を実現できるよう調整しました。

次に、成果と課題です。

成果は、推進項目の公営企業の経営健全化と施設の有効活用と財産の売却等は取組を進めることができました。

次に、課題です。全職員が事務事業評価シートを共有し、客観的事実に基づいた、ゼロベースで事業を見直す必要があります。

続いて、26ページをお開きください。財政管理事業です。

この事業は、予算編成、決算、地方交付税の算定などの事務を行っています。また、2021年3月に策定した財政健全化計画第3次改訂版で掲げた健全化方策の着実な実現と社会情勢の変化や、新たな課題に対応した健全な財政運営を目指します。

実施内容ですが、昨年11月に財政説明会を開催し、持続可能な財政運営を行うため、具体的な方策を3点、示しました。

1点目は、2034年までに、公共施設の総延べ床面積を30%以上削減すること。2点目は、上下水道事業への繰出金を削減すること。3点目は、長期的な視点で市のコンパクト化を促し、インフラ更新費用を削減することです。

次に、成果と課題です。

成果は、多くの方の参加を得て開催した説明会において、市の財政状況と今後の方針を広く周知することができました。また、ユーチューブだけではなく、3月の毎週水曜日に、本庁、支所での講演も行いました。また、補正予算を13回編成し、新型コロナ対策など速やかな事業対応を行いました。

次に、課題です。公共施設の削減や市のコンパクト化、また、あらゆる行政サービスで受益者負担の適正化を進めていく必要があります。

続いて、27ページ、基金管理事業です。

この事業は、基金の管理事務を行っています。

実施内容ですが、基金の預入利子314万3,000円、各基金のルールに基づき、5億2,825万8,000円の元金積立てを行いました。また、活用については、地域振興基金をはじめ、計8のその他特定目的基金を各事業に、約5億4,500万円充当しました。

次に、成果と課題です。

成果は、緊急的な取崩しへの対応のため、歳計剰余金のうち、5億円を財政調整基金に積み立て、また、目的に応じた特定目的基金の活用を行いました。

次に、課題です。市の貯金である財政調整基金の年度末残高が約9億2,000万円、減債基金が約4億4,000万円となりました。非常時などに備えるため、歳計剰余金を財政調整基金へ積み立てる必要があります。ま



た、公共施設の維持修繕に備えるため、基金を適切に管理する必要があります。

続いて、29ページをお開きください。償還金等管理事業です。

この事業では、地方債の償還等の事務を行っています。

実施内容ですが、義務的経費である公債費の元利償還と、縁故債の利率見直し6件を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、元利償還が減少したことで、実質公債費比率は0.7ポイント改善しました。また、借入れから10年経過した縁故債の利率見直しを実施し、利率が減少しました。

次に、課題です。公債費は減少していますが、今後も起債制限比率の18%を超えないよう、事業の精査は必要だと考えております。

以上で、財政課財政係の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

続いて、説明を求めます。

鈴川財政課入札・検査担当課長。

○鈴川財政課入札・検査担当課長

財政課入札・検査係の決算について説明をします。

続いて、左側、28ページ、入札工事検査管理事業です。

この事業は、入札参加資格の認定、入札、工事検査などの事務を行っています。

実施内容ですが、191件の入札を執行しました。また、1,596社の入札参加資格の審査を行い、工事検査員による検査を133件行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、電子入札システムにより、効率的に入札事務を行うことができました。また、入札仕様書の閲覧について、電子入札システムを活用した閲覧を行うことができました。

次に、課題です。今後、入札契約制度について、国、県及び他の自治体の情報を収集し、市の状況に応じた、より一層の制度改善を図っていきたいと考えています。

以上で、財政課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、財政課に係る質疑を終了します。

次に、政策企画課の決算について説明を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

それでは、政策企画課の決算概要について御説明をさせていただきます。

説明書30ページをお開きください。まず、企画調整事業です。

主に広域行政に関すること、そして各種計画の管理等を主に行っております。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

広域行政において、都市間競争を前提とする旧来のまちづくりの発想を転換して、広島広域都市圏、圏域全体が自律的・持続的な発展をしていくまちづくりの実現に取り組みました。とりわけ、関係市町で構成する神楽まちおこし協議会では、幹事市として広島神楽のPRに努めました。

官民連携手法検討調査においては、観光施設や運動関係施設の現状の経営分析、今後の大規模改修を含めた施設運営の方向性を分析するとともに、指定管理者の実績のある民間事業者からサウンディングを実施しました。

課題としましては、神楽まちおこし協議会に関し、会の目的である、まちおこし、後継者育成につながる事業の見直しを行う必要があると考えています。

31ページをお開きください。JR線対策事業です。

甲立駅、吉田口駅の駅舎及び向原駅の周辺施設の管理です。

実施内容としましては、甲立駅の甲迎館、吉田口駅プラットハウスを指定管理者へ委託を行い、また向原駅につきましては、駅トイレの清掃業務や庭園管理を行いました。

成果としましては、委託事業者として駅舎管理等を行うことができたことです。

課題は、施設の老朽化により修繕箇所が増えているということです。

32ページをお開きください。生活路線確保対策事業です。

主に、路線バスのお太助バス、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送のもやい便、とろっこ便の運行などにより、公共交通機関の運行の確保を行いました。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

昨年度に安芸高田市都市計画マスタープランを作成しましたが、そのネットワーク部分に関する計画として、安芸高田市地域公共交通計画を作成しました。2022年度における業務委託料や利用者数などを記載していますが、全体的な傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は、従前どおりの数字まで回復するには至っていないのが実情です。

課題としましては、高齢化の進行、人口減少が続く中で、将来にわたって持続可能な公共システムの在り方を構築することや、公共交通を担う乗務員の高齢化、人材不足が深刻化しているということです。

33ページをお開きください。まち・ひと・しごと創生事業です。

主に、市内2校の高等学校と地域の連携による魅力化の取組を実施しております。

高校魅力化、生徒確保に向けた取組を目指し、5回の戦略会議を行うとともに、高校応援プロジェクト補助金を活用し、市内2校ともに特色ある事業を実施しました。5回の会議を通じて、生徒獲得に向けた幅広

い議論を行うことができた一方、結果として、すぐに数字に表れず、継続した取組や、行政として側面的な支援が求められます。

34ページをお開きください。定住促進事業です。

関係人口を増やす取組、地域の魅力向上に向けた取組を実施しました。左側の実施内容の欄を御覧ください。

地域おこし協力隊を新たに1名採用した一方、4名の隊員が任期を終えました。地域おこし協力隊員がきっかけとなり、関係人口を創出するイベントの仕掛けを行いました。

地域人材の育成としては、市内の高校生や新社会人を対象に、キャリア教育に関するイベントや研修会などを行いました。また、まちづくりに関する人を増やすことを目的に、まちづくり助成事業を創設し、7団体に助成金を交付しました。地道な取組ではありますが、協力隊やそのOBによって地域の魅力を楽しみ、新しいつながりや仲間を巻き込んでいる動きが少しずつ増えてきたと捉えております。

人が人を呼ぶ、その輪が着実に広がっているので、こうした取組を内外に発信していくことが今後の課題と捉えております。

35ページをお開きください。ふるさと応援寄附推進事業です。

ふるさと納税制度を利用した寄附金の受入れに関する事業です。

左側の実施内容を御覧ください。

昨年度は、ふるさと納税9,881件、2億77万9,000円の寄附を受けました。また、企業版ふるさと納税は、5事業者から1,750万円の寄附を受けました。2021年度と比較すると、寄附額は微増となりましたが、寄附額を伸ばしていく対策として、常に返礼品の見直しを行い、本市の強みを生かす取組が必要であると考えています。

36ページをお開きください。地域情報化推進事業です。

市の光ネットワークを生かした地域情報化の取組に関するものです。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

主なものとしては、お太助フォンの設置補助、スマートフォン教室の試行開催を行いました。中でも、スマートフォン教室については、今後の情報プラットフォームの入り口になるスマートフォンを、特にその保有率が低い高齢者世代に普及させるということを目的に行いました。

右側の成果の欄にありますように、このスマートフォン教室に多くの参加者があったことから、インターネットやLINEを利用した情報収集方法や、情報発信の方法などを理解していただける機会を創出することができたと考えており、2020年度の取組につなげられたというふうに考えております。

37ページをお願いいたします。光ネットワーク管理運営事業です。

あじさいネットとお太助フォンの保全管理及び改良などを行います。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

主に設備の維持、保守管理に関わる経常的な事務や電柱の新規設置や道路工事に伴う移転工事、ケーブルの保守に関する事務を行いました。

課題としては、運用開始から約10年が経過する中で、端末等の更新が必要な時期を迎えており、安定的な運用を図る必要があると考えております。

38ページをお願いします。自治振興推進事業です。

地域振興組織が行う地域づくり活動への助成、活動中の事故を補償する保険の運用などに関する事業です。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

六つの連合組織等への各種助成、まちづくりサポーター保険事業などを記載しております。

成果としては、新型コロナの影響を受け、自粛していた地域主体のイベントや祭りの開催の支援を行うことができた一方、コロナ禍で思うように活動ができない状況が続いています。また、活動が停止することで、役員の成り手不足など、地域活動の担い手がないという中で、ますます振興会の運営が厳しくなっており、若者世代が地域振興活動へ参加できるような支援の拡充を検討したいと考えております。

39ページをお願いいたします。統計調査事業です。

令和4年度は、就業構造基本調査と学校基本調査を実施しました。

課題としましては、指導員及び調査員の高齢化、人員の確保が困難になっており、その対策を今後どうしていくのかということです。

40ページを御覧ください。都市計画総務管理事業です。

2021年度からの継続事業であり、2022年度においては、市域全域を対象とした安芸高田市都市計画マスタープランを作成するとともに、都市計画区域内を対象とした、安芸高田市立地適正化計画を策定しました。今後におきましては、当該計画に基づき、医療、福祉、商業等の都市機能を維持できるよう取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。

○石 飛 委 員 長      以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員      35ページのふるさと応援のところで、実施内容のふるさと納税の推進のところの(6)で、市長が別に定める事業というところに金額が出てるんですけども、具体的に、こういうことに使ったよというのを教えていただきたいんですけども。

○石 飛 委 員 長      戸田係長。

○戸田政業企画課地方創生推進係長      ふるさと納税の使い道のところでの御質疑でございますけれども、具体的な事業といたしまして、大きいものを少し話させてもらおうと思いますが、起業補助金が商工観光課の所管でございますけれども、そちらのほうの事業でありましたり、敬老事業の関係、そちらのほうでございましたり、その辺りの事業に充当をされております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 続いて、36ページなんですけれども、65歳以上へのスマホ新規補助金、これ予算は300万円だったと思うんですけども、実際191件の200万円弱ということだったんですが、これはどのように評価されているのか、伺います。

○石 飛 委 員 長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 スマホの購入補助については、約200件という形になっております。当初は300件ということで見込みをしておりましたが、スマホの購入に関しては、ある程度安く買えるということも、民間の携帯キャリアのほうで安く買えるということも影響があったので、我々としては200件というのは、まずまずの数字だというふうな認識でおります。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 35ページ、先ほど田邊委員の質疑にあった、ふるさと納税のところです。(8)に高校応援事業というところで、500万円計上されているかと思うんですけども、各高校に対する支援が100万円ずつあるというのは承知しているんですが、その他にどのようなことを行っているのかというのもお聞かせください。

○石 飛 委 員 長 説明できますか。

戸田係長。

○戸田政策企画課地方創生推進係長 こちらのほうに上げております500万円は、寄附金額のところでございます。実際に令和4年度に充当した事業としましては、先ほどおっしゃった補助金の財源として取り崩させていただいて、充当している状況でございます。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 30ページ、企画調整事業についてお伺いします。

神楽まちおこし協議会の事業で、神楽の日の報告があったんですけども、これ9月末にエールエールで行っているイベントかなと思うんですけども、課題のところ、本来の目的であるまちおこし、後継者育成につながっているかというところで、今、エールエールで行っている事業が、その後継者育成につながっているという認識なのか、それとも、この事業だけだと後継者育成につながらないなと思って書かれているのかというのを、その点をお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 神楽まちおこし協議会で行っている事業は、この神楽の日、先ほど9月末と言われましたけど、そちらの事業のほか、後継者を育成する事業としまして、神楽教室であったり、神楽の試着体験であったりとか、ワークショップとか、そういった様々な取組を行っております。

まちおこし協議会としましては、神楽の普及と観光の活性化、そして

継承サポート事業、これが大きな二つの柱となっております。これまで神楽の日の講演でありますと、10回目を迎えるという形になりますので、節目の年ということもありますし、これまでの検証もしながら、こういった取組が構成市町の後継者育成に本当につながっているのかどうかといったところを、改めて検証する必要があるのではないかとということで、今年度そういった取組をするようにしております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      同じ企画調整事業のところで、令和3年度、昨年度の事務事業評価シートに、市の中長期的な課題を整理し、方向性を示す必要があるという課題が挙げられておりました。今年度に関しては、これがないんですけども、その中長期的な課題の整理をどのようにされて、どのような方向性を示したのかということをお聞かせください。

○石 飛 委 員 長      答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長      ちょっと昨年の事務事業評価シートを見ております。この課題、二つありまして、市の中長期的な課題を整理しというふうに書いてあります。この中長期的な課題というのがちょっと、何を指すのかというのが、ちょっと私が把握できてないんですけど、もし例えば、これが神楽まちおこし協議会の関係でありましたら、先ほど申し上げたとおり、これまでの取組を、一度検証して、今後の新たな方向性をつくり上げていくというような回答を先ほどさせていただいておりますので、これが繰り返しになりますが、神楽まちおこし協議会のことであれば、先ほど答弁した内容で、申し上げたとおりでございます。

○石 飛 委 員 長      高下部長。

○高下企画部長      少し続けて昨年度の課題として捉えていたものが幾つか解決したから落ちたのかというふうなことからしてですが、何か新たに取組を行って、方向を示せたというふうなことが具体的にあるというわけではありません。引き続き、そのことについては課題として捉えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、政策企画課に係る質疑を終了します。ここで、企画部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、企画部の審査を終了します。

(委員長。との声あり)

○石 飛 委 員 長      発言を認めます。

戸田係長。

○戸田 政策企画課地方創生推進係長 失礼します。先ほど田邊議員の御質疑の中、市長お任せ事業の使い道のところで敬老事業と申しましたけれども、こちらのほうは「高齢者が安心していきいきと暮らせる事業」を活用しておりまして、主なものとしまして、総合健診委託料に充たっておるというふうに言い換えさせていただきます。よろしくお願いします。

○石 飛 委員 長 では、改めて、皆さんのほうから質疑はありますでしょうか。  
〔質疑なし〕

○石 飛 委員 長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、企画部の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委員 長 休憩を閉じて、再開します。  
これより、消防本部の審査を行います。  
消防総務課の決算について説明を求めます。  
下津江消防総務課長。

○下津江消防総務課長 消防総務課の決算について説明をします。  
説明書の149ページをお開きください。  
消防総務管理事業です。

この事業は、災害現場の各種活動を適切に行うため、定員の管理、職員に必要な研修、資格の取得、被服等の貸与及び庁舎の維持管理等を行っています。

実施内容ですが、職員の教育・研修は、消防学校や消防大学校などへ14人を入校させました。資格取得は、救急救命士免許や中型自動車免許取得など、消防活動に必要な資格16種類を34人が取得しました。

庁舎維持管理は、消防庁舎仮眠室換気設備改修工事及び消防庁舎非常用発電機吸上ポンプ修繕工事を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、仮眠室換気扇の改修により換気量が向上し、新型コロナウイルス等感染防止対策の強化が図られました。

次に、課題です。消防庁舎の施設・整備の老朽化が顕著であり、修繕箇所が増加しています。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委員 長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○石 飛 委員 長 質疑なしと認め、これをもって、消防総務課に係る質疑を終了します。  
次に、警防課の決算について、説明を求めます。  
小笠原警防課長。

○小笠原警防課長

警防課の決算について説明をします。

説明書の151ページをお開きください。指令施設管理事業です。

この事業は、市民からの119番緊急通報を受信し、出動指令を迅速・的確に行い、災害活動を統制するとともに、消防指令システム及び消防救急デジタル無線施設等の維持管理を行っています。

実施内容ですが、消防指令センターの運用・維持管理は、119番通報受信件数は2,351件で、内訳として、火災、救急、救助等の災害通報が1,351件、その他が1,000件でした。

保守点検は、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の点検を年2回行いました。

高機能指令センター整備ですが、スマートフォンやドローンを用いて、災害現場の映像をリアルタイムに伝送するLive119映像伝送システムを整備しました。また、調達支援業務において、公募型プロポーザルを実施し、最優秀提案者を選定、高機能消防指令センター整備業務委託契約を締結しました。

次に、成果と課題です。

成果は、Live119映像伝送システムの導入により、スマートフォンやドローンなどで撮影した災害現場の映像を、指令センターと共有し、状況把握や、仮想方針の決定につなげることができました。

次に、課題です。指令センターの更新時期を迎え、電子機器の劣化は著しく、保守費が増加しております。

続いて、152ページをお開きください。消防活動事業です。

この事業は、消防組織法に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護のため、24時間体制で災害活動を実施し、災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行っています。

実施内容ですが、災害出動件数は、火災37件、救急1,564件、救助20件に出動しました。消防車両は指揮車を更新整備しました。資機材の整備は、土砂災害において、土砂を搬出するための軽量ベルトコンベアーを2機、コンクリート、レンガ等の破壊が可能な充電式ハンマードリルを一式、豪雨災害時の浸水による孤立者救助活動のための救命ボートを2槽整備しました。

次に、成果と課題です。

成果は、災害活動に必要な資機材の整備を行い、大規模災害に対する対応力の向上につながりました。

次に、課題です。水難救助資機材の老朽化に伴い、適正に更新整備が必要です。

以上で、警防課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、警防課に係る質疑を終了します。



次に、予防課の決算について説明を求めます。

逸見予防課長。

○逸見予防課長

予防課の決算について説明をします。

説明書の150ページをお開きください。火災予防事業です。

この事業は、防火対象物いわゆる建築物、危険物施設の設置、高圧ガス施設の設置、火薬類の消費に関し、火災予防上の支障について審査及び検査を行い、これらが安全に維持管理され、取り扱われているか、立入検査を行い、不備事項に対し是正指導を行うものです。

実施内容ですが、査察を253件実施しました。是正指導を行ったのは、防火対象物・危険物施設88件です。このうち、防火対象物は72件中49件是正が完了、危険物施設16施設中15施設が是正完了しています。重大違反対象物は、9件中4件の是正が完了しています。

次に、成果と課題です。

成果は、休止・廃止等建築物調査を実施し、未把握対象物を把握することができました。

次に、課題です。消防用設備等の未設置違反の大半は、無確認増改築によるものであるため、査察などの機会を捉え、未設置違反を防止するための啓発を継続して行っていく必要があります。また、未把握対象物が存在することのないよう、定期的に査察を実施することを挙げています。

以上で、予防課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、予防課に係る質疑を終了します。

ここで、消防本部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、消防本部の審査を終了します。

ここで、説明員の交代のため、15時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時51分 休憩

午後 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

これより、市民部の審査を行います。

市民課の決算について説明を求めます。

久城市民課長。

○久城市民課長

それでは、市民課の決算について説明をいたします。

説明書の41ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳事務です。

この事務は、埋火葬許可、人口動態調査事務を含む戸籍事務と、住民

登録に関する届出受付事務、印鑑登録証明事務、住民基本台帳ネットワーク事務などの住民基本台帳事務を行っています。

実施内容は、戸籍法、住民基本台帳法等に基づき、届出を受理し、必要な登録と記載を行うとともに、各種証明書の交付を行いました。受付及び受理件数、証明書の交付件数は記載のとおりです。

次に、成果と課題です。

成果は、らくらく窓口証明書交付サービスの開始です。

このサービスは、マイナンバーカードを用いて、市民課窓口を設置したタブレット端末を市民が自ら操作し、住民票、印鑑証明書の交付申請を行うものです。申請書を書かなくてもよいという利点、機械操作が難しいものではないことの体験をしてもらうことで、閉庁時間帯や土日でもコンビニで証明書が取得できることを説明することができました。

課題は、事務を適正に行うためには専門知識や経験が不可欠なため、人材育成が必要です。今年度も人事異動の状況を見ながらジョブローテーションを行い、育成に努めているところです。

続いて、42ページをお開きください。

マイナンバーカード交付事業です。

この事業は、マイナンバーカードの交付管理、申請サポート及びマイナポイントの申請サポートを行っています。

実施内容ですが、休日・夜間の臨時窓口の開催、市内企業や地域団体等への出張サポートを行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、マイナポイント第2弾の開始に伴い、カード及びポイントの申請サポートを外部に委託しました。これにより、窓口での申請だけでなく、企業や地域へ出向いて出張申請サポートを行うことができました。

課題は、この9月末のマイナポイント申請期限までに未交付のマイナンバーカード、特に2月末までに申請され、マイナポイントの申請が可能な方のカードの受け取りを促進することです。

以上で、市民課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、市民課に係る質疑を終了します。

次に、税務課の決算について、説明を求めます。

竹本税務課長。

○竹本税務課長

それでは、税務課の決算について、説明いたします。

説明書の49ページをお開きください。税務管理事業です。

この事業は、税務全般に係る業務を行っております。

実施内容ですけれども、広島県などが行う各種研修会に参加するとともに、独自で家屋評価研修を実施して、評価の統一性を図ったり、確定申告の事前学習会を実施して、職員の能力の向上に努めています。

次に、成果と課題です。

成果は、吉田町の山・耕重複地番解消に伴い、1万2,155件の地番変更を実施しました。また、甲田町の圃場整備完了に伴いまして、課税データを作成いたしました。

課題は、事務量の繁閑の差が激しい業務であるため、課内の協力体制の構築と、毎年改正される税制改正に対応するための職員能力の向上が必要と考えております。

次に、50ページをお開きください。賦課徴収事業です。

この事業は、各税全般に係る賦課、徴収、収納管理に係る業務を行っております。

実施内容ですが、徴収強化を目的に、三次市、府中市、世羅町、安芸高田市の4市町で併任徴収を行うとともに、合同研修会を開催しております。

また、滞納整理対策本部として、年度当初に滞納整理基本方針、実施計画を立てて、ボーナス時期である7月と12月に休日・夜間納税相談を実施し、徴収強化に取り組みました。

2024年度の固定資産税の評価替えに向けて、市内全域の標準宅地と吉田町内の路線価の見直し及び価格の決定を行っております。

次に、成果と課題です。

成果は、休日・夜間納税相談を実施し、多くの滞納者と交渉ができて、納付につなげていきましたが、納付に誠意のない滞納者には差押えを実施いたしました。

課題は、納税義務者死亡後、相続人の調査に時間を要したり、相続人調査後も、相続放棄等により相続代表者の指定ができない場合があるということです。

以上で、税務課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、税務課に係る質疑を終了します。

次に、社会環境課の決算について説明を求めます。

若狭社会環境課長。

○若狭社会環境課長

それでは、社会環境課の決算について説明をします。

説明書の43ページをお開きください。

人権推進事業です。

この事業は、人権啓発、男女共同参画、多文化共生の推進など、人権を尊重する地域社会の実現に向けた施策を行っています。

実施内容ですが、多文化共生推進としては、外国系市民からの相談受付や外国系児童生徒への学習支援事業などを実施し、男女共同参画推進としては、講演会の実施やパートナーシップ制度相互利用協定を県内自治体と締結しています。

次に、成果と課題です。

成果は、日本語支援事業の受講者から日本語検定2級合格者が出ており、事業実施効果を感じています。また、パートナーシップ制度相互利用協定は3件増加しています。

次に、課題です。住宅新築資金等貸付金償還事業では、貸付金の償還が進まない状況があり、分納誓約の額が少ない債務者への償還額の増加を依頼している状況です。

続いて、44ページをお願いします。人権福祉センター運営事業です。

この事業は、人権福祉センターにおいて、生活相談や地域交流、地域福祉活動の実施とともに、啓発活動を行っています。

実施内容ですが、弁護士相談、人権啓発講座の開催などを行っています。

次に、成果と課題です。

成果は、人権啓発等講演会参加者へのアンケート結果により、参加者満足度80%以上となっています。

次に、課題です。相談内容が複雑化しており、専門的な知識が必要とされる事案や人権問題に精通した相談体制の充実が必要となっています。

続いて、45ページをお願いします。環境政策事業です。

この事業は、環境調査や苦情対応などを行っています。

実施内容ですが、河川水質検査、環境騒音調査のほか、公害や生活環境に関する苦情対応を行っています。

次に、成果と課題です。

成果は、令和4年度は再生可能エネルギー設備等導入補助金制度を創設し、補助枠140件のうち、134件を交付することができました。

次に、課題です。不法投棄に関する相談が増加傾向にあり、防止に関しての対策が必要となっています。

続いて、46ページをお願いします。動物管理指導事業です。

この事業は、飼い犬の登録や狂犬病予防注射などを行っています。

実施内容ですが、飼い犬の台帳登録、狂犬病予防集合注射、犬猫に関する相談、苦情処理です。

次に、成果と課題です。

成果は、飼い主への個別の注射勧奨により、狂犬病予防注射の接種率が大幅に増加しました。

次に、課題です。野良猫に関する苦情が増加しており、対応が必要です。また、飼い犬の未登録への対応も継続して必要です。

続いて、47ページをお願いします。葬祭場運営事業です。

この事業は、あじさい聖苑での火葬業務や施設管理などを行っています。

実施内容ですが、指定管理業者である株式会社五輪により運営され、人体火葬、ペット火葬を行うとともに、施設周辺の環境影響調査や施設修繕工事を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、新型コロナ禍の中、火葬件数の伸びにも対応した運営ができました。

次に、課題です。施設の長寿命化のため、中長期にわたる施設改修や修繕計画の精査が必要となっています。

続いて、48ページをお願いします。塵芥処理事業です。

この事業は、芸北広域環境施設組合の運営やごみの減量化などを行っています。

実施内容ですが、芸北広域環境施設組合への負担金支払い、ごみの減量化、資源化への取組のほか、令和3年8月災害の関連施策を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、高齢化により資源化回収団体が減少しやすい中、回収団体新規登録を奨励し、1団体増となりました。また、小型家電回収ボックスの回収が増加しており、ごみの減量化の一助となっています。

次に、課題です。資源化回収団体数は増えたものの、回収量は減ってきており、効果的な回収方法の検討が必要となっています。

以上で、社会環境課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

43ページの人権推進事業の成果と課題の部分の課題なんですけども、きらりの指定管理の条件を今後見直すという、金額ではなく、条件と書いてあるんですけれども、これ結局、何が課題で、どう見直す必要があるのかの説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長

若狭社会環境課長。

○若狭社会環境課長

大きくは、指定管理の現在の内容を分けることとしております。

きらりの運営の中では、外国人の宿泊業務と、それから施設自体を管理する管理業務とがありまして、施設の管理業務についてのみ指定管理の対象とし、宿泊施設の運営に関しては、指定管理事業者である事業者が単独で、自主的に収支を均衡に保つ、そして運営するという形を取っていただくというふうにしております。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

それがどうというふうな課題で、そこを一緒にするという理解でよろしいんですか。どう見直すかという部分がちょっと。

○石 飛 委 員 長

若狭課長。

○若狭社会環境課長

見直しの状況ですが、施設の運営については、今までどおり積算の内にし、指定管理料の対象とします。ただし、その他の宿泊業務については、指定管理者が独自に運営するという形を取っていただくことにより、指定管理料の対象から外すということを考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありますか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      45ページ、環境政策事業についてお伺いします。

実施内容4番の再生エネルギー設備等導入補助金で、三つのタイプに分けて導入の補助金を出したわけなんですけれども、成果のところ、計画値140に対し、実績が134件だったということなんです。これ、この三つの機器ですね、太陽熱温水器、省エネ給湯器、蓄電池設備、こう区切ったことで、その太陽熱温水器を導入したかったけども、枠が埋まってしまったので断られたと。ただ、終わって見てみると、枠は全部埋まってなかったという結果になっていると思います。

この辺りについて、そういった事例を承知しているかと思うんですけれども、どのように評価されていますでしょうか。

○石 飛 委 員 長      若狭課長。

○若狭社会環境課長      御指摘のとおりで、三つの導入補助金を組んでおります。なお、太陽熱温水器に対して15件、省エネ型給湯器について100件、蓄電池設備について25件という枠組みを当初設定しておりまして、それに対しての申請を受け付けるという形を取りました。

結果的に太陽熱温水器は15件の枠に対して、かなり早くいっぱいになってしまったということが、結果としてあり、それについては、後で反省点としては、こちらでも認識をしているところです。

省エネ型給湯器は100件について99件という結果になりましたが、これは100件の申込みを受け付けた後に、申請者の個人的な理由によって、1件辞退をされたということがありまして、結果的に1件の減の、99件の交付となりました。

蓄電池設備につきましては25件、計画をしておりましたが、最終的に半導体不足などもありまして、品物が入らないという状況が、これは安芸高田市ではなかったと思いますが、そういった事象が発生し、年度末に向けて、申請をしたくても3月末までに物が入らないということで、予定の枠が埋まり切らなかったという経緯がありました。

以上です。

○石 飛 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      今の御説明で経緯は分かったんですけれども、結果として、予算があるのに希望している人が使えなかったという結果を招いていると思います。この枠の定め方というのは、この枠の定めがなくても、よかったのではないかなと振り返って思われるわけなんですけれども、その辺りについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長      内藤部長。

○内藤市民部長      枠につきましては、事前に業者等、アンケートいたしまして聞き取りをし、枠を定めていったという経緯があるのは、昨年の補正予算等での審議で御説明をさせていただいたとおりです。各枠いっぱい補助を交付する目的で啓発等努めてまいりました。結果的に、一部の枠について

は到達しなかったということがあります。ただ、目的を持って各梓に対して補助の推進をしてきたわけで、その目的に対して、各いっぱいになるまでしていくというのが我々の当初の目的でありましたので、それに対して結果的に未達であったという状況であります。

ただ、予算いただいた補助金、それありますので、その補助を使って目的を達するということについては少し残が出ましたので、少しほかのところにも活用できるということがありますので、次回以降、こういった補助金をする際には、少し反省材料として、次回に生かしていきたいというふうに考えます。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、社会環境課に係る質疑を終了します。ここで、市民部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。

ここで、説明員の交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時20分 休憩

午後 3時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長      休憩を閉じて、再開します。

福祉保健部の審査を行います。

社会福祉課の決算について説明を求めます。

岡野社会福祉課長。

○岡野社会福祉課長      それでは、社会福祉課が所掌いたします14の事務事業の2022年度における決算の概要について説明いたします。

主要事業の成果に関する説明資料の51ページをお願いします。

社会福祉総務管理事業です。

内容は、民生委員児童委員協議会等への団体への補助のほか、火災等への弔慰金、見舞金の支給を行いました。

昨年度は、人的被害が生じる火災が例年になく多くあり、また令和4年12月からの大雪では、県内で唯一、当市で人的被害が起こり、弔慰金の支給を行いました。

民生委員・児童委員は、改選時に3名欠員で委嘱を行いました。担い手の確保に課題が残りました。

続いて、52ページをお願いします。生活困窮者自立支援事業です。

生活保護に至る手前の第二のセーフティーネットとして、生活困窮者の自立支援相談、住宅確保給付金等に取り組みました。国の目安を上回る相談件数から、相談につながりやすい体制が取れていると評価ができますが、支援については長期的な視点での対応が必要となります。

53ページをお願いします。生活支援給付金給付事業です。

基準日において、住民税均等割のみ課税の世帯に対して、1世帯5万円の給付を行い、97.6%の給付率となりました。

続いて、54ページをお願いします。障害者自立支援訓練等給付事業です。

内容は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供、補装具費、自立支援医療費の支給を行いました。介護福祉人材不足の影響により、居宅介護事業所のサービス確保に困難があり、高齢者福祉分野とともに横断的に取組を検討する必要があります。

続きまして、55ページ、障害者自立支援介護給付事業です。

障害のある人の自立した日常生活や社会参加を推進するため、相談支援や意思疎通支援などの様々な支援事業を実施しました。2022年度末で委託期間完了となった障害者基幹相談支援センターの業務を評価し、実績のある法人へ再度委託を行いました。

続いて、56ページ、障害者福祉事業です。

障害のある人の自立と社会参加を支援する目的で、重度障害者の外出支援としてタクシーチケットの交付や障害者就労施設優先調達推進事業の実施、通所や通院の際の交通費の助成を行いました。

障害者団体の活動は、コロナ禍による停滞もありましたが、当事者で構成する団体の自助・共助の活動が継続できるように今後も支援をしていきます。

57ページをお願いします。在宅福祉事業です。

高齢者の在宅福祉や社会参加を推進する取組として、シルバー人材センターへの補助や生活支援員制度交付金、敬老事業補助金、老人クラブ補助金、サロン補助金等の交付を行いました。配食や移動支援などの在宅の高齢者の生活を維持するためのサービスも提供いたしました。

人口減少と高齢化の進展による高齢者の生活課題は様々とありますが、今年度に策定する高齢者福祉第9期介護保険事業計画の中で、高齢者の日常生活の状況を把握し、必要な取組を検討していきます。

続いて、58ページ、老人保護措置事業です。

この事業は、老人福祉法により、経済上、環境上の理由により、居宅での生活が困難となった高齢者を養護老人ホームに措置しました。被措置者の年齢は60代から100歳まで幅広く、入所期間が長期化しています。また、身寄りのない方や家族と疎遠になっている方もおり、多様な対応が必要となってきています。

59ページの福祉センター運営事業です。

吉田老人福祉センター及びふれあいセンターいきいきの里は、いずれも安芸高田市会福祉協議会にて指定管理を行っておりましたが、2022年度末で指定管理期間満了となり、ふれあいセンターいきいきの里は、社会福祉協議会への譲渡を行い、吉田老人福祉センターは、老朽化により閉館としております。



60ページをお願いします。障害児福祉事業です。

障害児に対する通所による療育支援と育成医療費の助成を行いました。保護者が抱えやすい児童の発達や障害についての心配を早期に発見でき、必要な支援につながることを重要と考え、昨年度完成したリーフレットによる相談体制の啓発や、関係機関のネットワークを強化して取り組みました。より一層の相談体制強化が求められています。

61ページをお願いします。特別障害者手当事業です。

重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に対して、負担軽減を図る目的で手当を支給しました。国の法定受託事務であり、法律の規定に沿った適切な運営と広報誌、ホームページなど、様々な方法での制度の周知を行っています。今後も定期的な制度周知を行い、必要な人に情報を届けられるように行っています。

62ページをお願いします。生活保護総務管理事業です。

内容としては、最後のセーフティーネットである生活保護の適正な運営を行うため、生活保護システム、レセプト管理システムの運用、医療費扶助の適正化対策、就労支援を行い、2名の方が就労につながっております。

次に、63ページ、生活保護扶助事業です。

被保護者の困窮の程度に応じ、経済的支援を中心に事業を行いました。生活保護の動向は、2023年3月末の保護世帯数は162世帯236人の受給者で、2022年度末と比べると、1世帯7人の減少ですが、近年の状況はほぼ横ばいの状態です。

新規の申請の内容では、2021年度に比べると、コロナ関連が減り、生計中心者の疾病や死亡による貯金の減少、喪失等の理由によるものでした。

最後に、64ページをお願いします。保健センター運営事業です。

安芸高田市保健センターとふれあいセンターこうだは、安芸高田市社会福祉協議会の指定管理にて運営を行いました。

以上で、社会福祉課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長      以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員      60ページの障害児福祉事業についての課題の部分なんですけれども、児童発達支援センターの設置に向け検討を続けているということで、設置に向けた国の動向を注視するということなんですけれども、現状はどういう段階で、国がどういうふうになったら、どう動くのかというところがちょっと分からないので、その説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長      岡野課長。

○岡野社会福祉課長      児童発達支援センターの設置についてですが、センターという箱物を建てるといいますよりは、機能のほうですね。ここに求められる機能が、まず相談、それから保育所等への巡回訪問、それと、通所による児童発

達支援事業ですね。教室等の通所活動ですけれども、こういった機能を持つものとしております。

安芸高田市の中で、今現時点ある事業所等との協力によりまして、どの程度までできるかというところを、今、検討をしておるところです。どうしても限られた資源となりますので、有効に活用して、児童発達支援センターとしての機能が果たしていけるように今、協議を行っておるところです。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員      決算書のほうなんですけれども、決算書の85、86ページのところが社会福祉課の所掌かと思うんですけれども、そちらの18節、負担金補助及び交付金のところの不用額がですね。かなり大きな額、1億4,600万円ほどあるかなと思うんですけれども、この辺りの理由を御説明ください。

○石 飛 委 員 長      ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時33分 休憩

午後 3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長      休憩を閉じて、再開します。

答弁をお願いします。

米村副市長。

○米 村 副 市 長      大変お待たせしました。

事務事業の評価シートの14ページを御覧いただきたいと思います。

先ほどの不用額1億4,600万円に対するこの額は何かということで、原因等を聞かれたと思うんですけど、これ先ほど総務課のほうで説明した分の、総務課が所掌しておりました住民税の非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の分の、この額が、ほぼこの額の1億4,600万円、原因としては、もともと把握している数字で通知等をお送りして、予算を組んでおったわけですけど、中に非課税世帯から外れた人とか、そういったものの要件が外れまして、不用額になったというのが主な原因と思われます。

あとの福祉関係のほうについては、ほぼ執行しているということでございます。よろしいでしょうか。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、社会福祉課に係る質疑を終了します。

次に、子育て支援課の決算について、説明を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長      子育て支援課に係る令和4年度決算の概要について説明します。説明書65ページをお開きください。児童福祉総務管理事業です。成果は、児童遊園地3か所の遊具の安全点検を行いました。

また、課題である安全点検において、危険と判断された遊具は、今年度撤去することになっています。

66ページ、公立保育所管理運営事業です。

公立保育所と公立認定こども園の管理運営をしています。

公立認定こども園では、地域子育て支援センター事業、一時預かり事業など、地域に根づいた保育所を中心とした子育て支援の充実を図っています。待機児童は、安芸高田市内の私立の認定こども園で、一つの園のみを希望された3人と、広島市内の保育施設を希望された2人合わせた5人です。

課題ですが、来年4月に高宮小学校と川根小学校の統合が決定したことを受けて、高宮町にある三つの保育園の統合についての検討が、今後必要であると考えています。

67ページ、私立保育園支援事業です。私立保育園と私立認定こども園の運営を支援する事業です。

待機児童については、先ほど説明したとおりです。

課題にある保育士の確保及び処遇改善については、今年度から新たに3歳未満児の食事用エプロンと手口拭きのサブスク、または購入費用の補助を始めました。

名前の確認作業や洗濯など保育士の負担を軽減し、その作業時間を本来の保育業務に充てることで、保育の質の向上を図りたいと考えています。また、結婚や出産を機に保育士が離職することもありましたので、早期復職をサポートする目的で、3歳未満の子どもを持つ保育士が、自身のお子さんを保育施設に預けた場合の保育料の一部を補助する保育士保育料補助事業も併せて実施しており、今年度は3名の申請を見込んでおります。

68ページ、児童扶養手当事業です。

ひとり親、または父母以外の養育者の家庭で生活する18歳以下の児童がいる世帯を対象に支給しています。受給者数、支給額については記載のとおりです。

課題にある現況届未定出者とは、現在、本人または扶養義務者の所得制限を超えたことにより手当が全部支給停止になっておられる方で、再度提出のお願いをしています。

69ページ、放課後児童クラブ運営事業です。

市内11施設16クラスの運営をNPO法人子育て応援隊かんがるーに委託して、運営しています。

入会児童数については、記載のとおりです。

70ページ、子育て支援センター運営事業です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、プレイルームの利用や対面での交流会を中止していましたが、昨年10月から再開しています。その間は、子育て世帯の孤立が深刻化しないように、オンラインによる親子体操やおしゃべり広場を企画・実施しました。

ファミリーサポート事業、一時預かり事業は、安芸高田市社会福祉協議会に委託しています。また、子ども発達支援センターでは、相談支援や年齢に応じた教室活動を実施します。

71ページ、児童手当給付事業です。

中学校を卒業するまでの子どもを養育する方に対して支給、経済的な支援を行うものです。年3回の定期支給及び転出等に伴う随時支給を行いました。

72ページ、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業です。

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少した子育て世帯に対し、特別給付金を支給しました。支給額等については、記載のとおりです。

73ページをお開きください。子育て世帯への臨時特別給付事業です。

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた子育て世帯に対し、令和3年度に特別給付したものです。令和4年3月に生まれた子どもに対して給付金を支給しました。

以上で、子育て支援課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 67ページの保育士雇用促進のための補助金制定というのがありますが、去年条例なんかで待遇改善、処遇改善というのが出たと思いますけど、出たばかりで、その年度の効果というのは課題になっている部分で、制度はつくったものの、効果はなかったというところで判断していいんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 67ページの成果の欄にも記載をさせていただいておりますが、保育士等奨学金返済支援補助金につきましては、実際に11名の方に交付のところ、できております。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 したのは分かるんですけど、そういう制度をつくったということで、この課題で、保育士の確保に苦慮していると書いてあるんですよ。制度はつくったものの、保育士の確保に苦慮しているということは、即効果がなかったということなんですか。それとも、まだまだ制度を充実せにゃいけないということなんですか。どちらでしょうか。

○石 飛 委 員 長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 令和4年度に実施したものだけでは十分ではないと思っております。それですので、今年度、令和5年度も先ほどお話を申し上げましたように、サブスク等の補助金であったり、保育士の保育料の補助事業、新たな事業を実施しております。来年度につきましても、さらなる保育士の処遇改善を図り、雇用の確保に努めていきたいと考えております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 69ページ、放課後児童クラブ運営事業の成果のところで、処遇改善として賃金の上乗せを目的とした補助金を交付したということなんですけれども、これは臨時的な対応になるのか、恒常的なものになるのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

○石飛委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 今年度も実施を続けております。その財源といたしましては、子ども・子育て交付金、こちらを充てております。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 今年度もというのは分かったんですけれども、これが臨時的なものなのか、恒常的なものなのかというところについて、再度お答えいただければと思います。

○石飛委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 財源のこともございますが、指導員の処遇改善も必要な課題であると認識しておりますので、恒常的に支給できるように検討してまいりたいと考えております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、子育て支援課に係る質疑を終了します。

ここで、16時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時51分 休憩

午後 4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、健康長寿課の決算について説明を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 それでは、健康長寿課に係る事業の決算概要について説明します。

説明書75ページ、医療体制整備事業をお願いします。

実施内容ですが、安芸高田市医師会とJ A吉田総合病院に協力をいただき、24時間、365日の救急医療体制の確保を図りました。

安芸高田市医師会では休日の日中の在宅当番医を、J A吉田総合病院には救急告示病院の運営や休日夜間の救急対応をいただきました。また、医療設備の老朽化等により、J A吉田総合病院のデジタルX線TVシステムの購入に対し、1,000万円余りの補助金を交付しました。

また、広島県や広島市等に対して、医師確保や二次救急医療体制確保のための負担金の人口割で負担をしています。

課題としましては、休日夜間救急診療所は利用者の減少に伴い、経営環境の改善が難しい状況にありますが、今後におきましても、医療体制の確保は必須と考えております。

次に、76ページ、健康づくり事業です。

この事業は、健康あきたかた21計画に基づき、市民の健康づくりを支援する事業です。

成果ですが、健康あきたかた21推進協議会、食生活改善推進協議会の協力をいただき、JAまつりや道の駅でのイベント時、そして健康教室において、市民への健康啓発を行うことができました。また、歯科衛生連絡協議会では、中学生を対象とした教室等を行い、歯科を含めた健康づくりの大切さについて啓発することができました。

次に、77ページ、母子保健事業をお願いします。

実施内容としましては、育児相談会や家庭訪問、産前産後のヘルパー派遣によるサポート事業や、県助産師会に委託しての産後ケア事業等を実施しました。

なお、産前産後サポート事業を市内2か所の事業所に業務委託していますが、新規にサポート訪問員を1人雇用することにより、タイムリーに支援をすることができました。また、国の新規事業としての出産・子育て応援給付金を妊娠届出時と出産後の産婦、延べ254人に対し、1人5万円を給付しました。

課題としましては、6割の妊婦が妊娠中の経過等に不安や心配があるというアンケートに回答されており、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、個別の支援も充実させる必要があると考えています。

次に、78ページ、成人健康診査事業をお願いします。

この事業は、病気の早期発見・早期治療につなげるための人間ドック健診等の実施、そして、大腸がん精密検査や脳ドック検診への一部助成等を行いました。

ここ数年の受診者数の変動はほとんどありませんが、歳出を分かりやすくするために委託料を保険者ごとに予算化したため、前年度比較で、歳出が1,500万円余り減となっています。また、毎年この検診事業において、複数の方からがんが見つかっています。検診と精密検査の必要性について、より周知を行い、検診の受診率も上げていきたいと考えています。

次に、79ページ、成人支援事業をお願いします。

この事業は、市民一人一人の健康管理意識の向上と、健康的な生活習慣の実践を目標に事業を行っています。

主な事業としては、国が示す高齢者の健康維持とフレイル予防に努める事業として2年目を迎えた健康とどけ隊事業です。様々な団体から要望が多くあり、実施回数、参加者ともに増加させることができました。将来的には、市民自らが健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう事業展開を検討し、より自分の健康を自分で管理できる人を増やしていく必要があると考えています。

次に、80ページ、母子健康診査事業をお願いします。

この事業は、母子保健法に基づいた母子手帳の交付や、妊産婦と乳幼

児を対象とした健診を行う事業です。

成果としましては、継続的に支援が必要な乳幼児に、切れ目のない支援を行うと同時に、3歳児健診で使用する視力検査機器を導入し、精密検査の必要な子どもさんを早期に医療につなぐことができました。

続いて、81ページ、予防接種事業です。

予防接種法に基づいて、定期予防接種の実施や任意予防接種に対する一部助成を行い、感染症の予防、蔓延防止に努めました。

続いて、82ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。

この事業は、国の事業として、新型コロナウイルス感染症の感染防止及び重症化予防を目的とし、2021年度から開始しているワクチン接種事業ですが、市医師会やJ A吉田総合病院等の協力の下、集団接種を中心とした形で、接種機会の確保を行いました。今後におきましても、国の動向を注視し、接種希望者が確実に接種できる体制の確保に努めたいと考えております。

最後に、83ページ、診療所運営事業です。

J A吉田総合病院の協力をいただき、川根診療所を週2回開設し、僻地の医療の確保に努めることができました。

課題としましては、来院患者数の減少や施設の老朽化が進んでおり、今後の診療体制整備について、関係機関と十分協議する必要があると考えます。

以上で、健康長寿課の決算概要についての説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金 行 委 員

78ページと81ページの同じ共通なので、子宮がん検診が今年から始まったような気がするんです。あと、おたふく風邪予防接種費用というのが今年から始まったような気がするんです、これは毎年行われているんですか。その1点をお聞きます。

○石 飛 委 員 長

中村課長。

○中村健康長寿課長

ただいまの子宮頸がんのワクチン接種ということだと思いますが、ページで言いますと81ページになります。紙面の都合上、子宮頸がんのワクチンについては記載をしておりませんでした。

実は、子宮頸がんのワクチンは、国のほうから2013年に、積極的な接種をするようにということがございましたが、2013年4月にそういうことがあったんですけど、2013年の6月には、副反応が多くて、積極的な勧奨をやめなさいよという通知がすぐ出ました。そのために、それ以降2022年4月1日まで、積極的勧奨を中止していたという状況にあります。

2022年に入りまして、積極的な勧奨しなさいよということがございましたので、対象者に対して接種券を送って、勧奨を開始しております。中止していた間に、接種できなかった方に対しては案内を贈らせていただいて、接種をされたときの費用助成という形を行いました。

それともう一つ、おたふく風邪の。

続いて、よろしいですか。

○石 飛 委 員 長      どうぞ、引き続き答弁をお願いします。

○中村健康長寿課長      おたふく風邪ワクチン接種も2022年度から開始しております。これは任意の接種になっておりますので、接種をされた方に対して一部助成ということで行いました。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員      77ページの産前産後ケアのことなんかでお伺いしたいんですが、課題の欄に、届出時に不安・心配があるというのは6割おられると書いてあるんですけど、その対象者は、左側にある4の、申請実人数33人が対象なのかというところがあるんですが、産婦人科がないということについて、市がどういう手当をされとるのかというところが、ちょっと聞いてみたいんですけど、出産はできないけど、その相談、手当というところでは、十分な対応ができとるのかというところをお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長      中村課長。

○中村健康長寿課長      産婦人科が安芸高田市にないということで、しっかりしたケア、サポートができているのかということですが、安芸高田市では、産婦人科がなくても、いろんな保健事業を充実させて、安心して妊娠・出産を迎えていただくように事業を実施しています。

例えば、ここにも書いていますように産前産後サポート事業も、希望される方は全員受けていただけるように、今なっております。産後ケアにつきましても、希望される方が全員受けていただけるということにしております。

また、利用者負担につきましても、国と県の補助金を使いまして、自己負担なしということで利用をできるようにしております。

また、妊娠届け時から、いろんな事業を紹介しております。妊娠届のときに紹介する1枚物で、妊娠中から入学まで、いろんなサービスがあるんですけども、このサービスについても、妊娠届のときに説明をして、チラシ等をお渡しをしているところです。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員      金行議員の関連なんですけども、81ページの子宮頸がんワクチン接種事業、ちょっと紙面の関係で、ここに書いていないということだったんですが、何名の方が実際接種されたのか、接種率等、もし分かれば教えてください。

○石 飛 委 員 長      中村課長。

○中村健康長寿課長      子宮頸がんワクチンは、2022年度406名の方が受けておられます。



以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 今の子宮頸がんワクチンのところでですね。2013年の6月に副作用が報告されて、2022年まで中止されていて、またそれが任意で始まるようになったというところなんですけれども、その間で、副作用の点についての懸念はなくなったという認識でよろしいのでしょうか。

○石 飛 委 員 長 中村課長。

○中村健康長寿課長 副作用としましては、痛みというのが一番多くあるように、国の報告には出ていたと思いますが、この痛みと副反応との関係はないだろうということで、国の方が報告を出しています。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、健康長寿課に係る質疑を終了します。次に、保険医療課の決算について説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 それでは、保険医療課に係ります令和4年度決算について御説明をいたします。

資料のほう85ページをお願いいたします。介護保険事業でございます。

国の補助事業の名称といたしまして介護保険事業としておりますが、事業の主な内容は、社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減制度でございます。生活保護受給者など、生計が困難な方に対し、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行った場合、対象経費の一部を市が助成するものです。

2022年度におきましては、実施内容欄のとおり、3施設、対象者16名の負担軽減分に対して助成を行いました。前年度の21名から4名減となっております。

事業費につきましては4分の3、75%相当が、県からの補助金となっております。

続きまして、87ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業でございます。

75歳以上の後期高齢者、また前期高齢者のうちで、一定の障害により認定を受けた方が対象の医療保険制度でございます。

事業費支出の主なものは、保険者である広島県後期高齢者医療広域連合への市町負担金及び健診事業や歯科検診、服薬情報通知事業に係る業務委託料でございます。

成果といたしまして、総合健診、個別健診、人間ドック合わせて、対象者の25.6%の方に、また歯科検診につきましては、75歳と80歳の節目年齢の方のうち、20.96%の方に受診していただくことができました。また、服薬通知事業としまして、複数の調剤薬局から6種類以上の薬剤

を処方されておられる方に対して、多剤服用のリスクを通知することで、重複処方等の解消を促すことができました。

今後、団塊世代の方が75歳に到達されることにより、後期高齢者数の増加が見込まれます。疾病の早期発見・早期治療のため、健診や口腔ケアの重要性について啓発を行い、健康意識の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、89ページをお願いいたします。国民年金事務。

国民年金法に基づいて、国民年金被保険者及び国民年金の受給者からの各種申請届出の受理、制度や手続等に関する相談受付などを行いました。

主な支出は、会計年度任用職員の人件費と、消耗品などの一般事務費でございます。

年金事務所と連携して、本庁、また各支所窓口での各種申請受付や、相談受付を行うとともに、加入の際に制度の説明や、保険料の口座振替納付等の勧奨を行ってまいりました。

続いて、90ページをお願いいたします。重度心身障害者医療公費負担事業です。

身障手帳1級から3級、それから療育手帳の④、A、⑤の手帳所持者で、一定の所得基準を満たす方に対して、医療費の自己負担分を公費助成するものです。また、2021年度から、精神障害手帳1級の対象者であって、自立支援医療受給者証、精神通院をお持ちの方を対象とする助成制度が、県の補助事業として新たに創設されました。

2022年度の実績として、身体障害者手帳保持者1,020人と、精神障害者保健福祉手帳保持者6人に対して医療費の助成を実施いたしました。

91ページをお願いいたします。ひとり親家庭等医療公費負担事業。

所得税非課税世帯で、18歳到達年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の養育者と児童に対して、医療費の自己負担分を公費助成するものです。

2022年度の実施状況ですが、県費助成の対象となる255人に対して、医療費の助成を行いました。

続いて、92ページをお願いいたします。乳幼児医療公費負担事業。

子どもに係る医療費自己負担分の一部を公費負担し、養育者の経済的負担の軽減と、子どもの疾病の早期発見・早期治療を図るものです。

2022年度末の受給者数は、実施内容に記載のとおりです。

県の補助対象は、ゼロ歳から6歳の就学前までですが、本市では、一部対象児童が社保の被保険者本人である場合を除いて、18歳到達後の年度末までの間を助成の対象としてございます。

対象となる受給者数は、児童数の減少とともに前年度実績を下回っていますが、医療費の助成額については、約11%上回っております。

近年多くの自治体が、助成対象年齢の引上げを行っておりますが、本市におきましては、2016年から入院・通院医療費の助成対象の年齢上限

を18歳まで引き上げています。今後広報誌やホームページ等の掲載に加えて、ネウボラあきたかた子育てガイドブック等の活用により、さらなる周知を図っていきたいと考えております。

以上で、保険医療課が所管する一般会計事務事業に係る説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって保険医療課に係る質疑を終了します。  
ここで、福祉保健部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計決算の審査を終了します。  
ここで、説明員の退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時23分 休憩

午後 4時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開いたします。  
ここで、認定第1号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第2号「令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 資料の84ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計、2022年度の国保運営事業の実施内容といたしましては、国保の資格管理や給付管理のほか、レセプト点検による過誤調整、ジェネリック医薬品を使用した場合との差額通知の送付、また、複数の薬局等から6種類以上の服薬を処方されている方への服薬情報を通知するなど、保険給付の適正化につながる事業を実施いたしました。また、国保税の収納率向上対策としては、資格証明書や短期被保険者証の発行等を行いまして、税務課と連携し納税折衝を行ってまいりました。2018年度より国保の運営が県単位化され、6年間の激変緩和期間が今年度で終了いたします。これに伴い、来年度からは県内で統一の保険料率が示され、これを各市町の収納率で割り戻した準統一の保険料率を適用することとなります。

続きまして、健康長寿課が所管いたします保健事業について御説明申し上げます。

○石飛委員長 中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 続いて、健康長寿課です。恐れ入ります。74ページをお願いします。

国民健康保険特別会計保健事業です。

この事業は、第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、国民健康保険被保険者の生活習慣病の早期発見と治療を目的とした、健診及び生活習慣の改善のための教室を実施しました。

成果としましては、特定健診の受診率は、前年度比較で2.7%下がりましたが、県内では上位を推移しています。今後におきましても、健診や保健指導の必要性についての啓発について、より力を入れ、生活習慣病や重症化の予防に努めたいと考えております。

以上で、国民健康保険特別会計保健事業の決算概要についての説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認めます。  
以上で、認定第2号「令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の審査を終了します。

次に、認定第3号「令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 資料のほう88ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療特別会計では、被保険者の方が支払われた保険料に、低所得者の保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金等を加えた額を保険料納付金として広域連合に納めるほか、システム使用料等の事務経費が支出の主なものでございます。

保険料の収納率向上のため、滞納整理実施計画書に基づいた保険料の徴収を実施し、新たな滞納を生じさせないようにするため、特に現年度分の徴収の徹底に努めました。

2022年度は、コロナ感染症の影響で、臨戸訪問による折衝が十分に実施できない中において、現年度分、過年度分ともに昨年度の収納率を上回ることができました。

後期高齢者医療の被保険者は高齢者であるため、制度や保険料の納付方法など、説明を分かりやすく丁寧に行っていくことが重要と考えております。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認めます。  
以上で、認定第3号「令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決

算の認定について」の審査を終了します。

次に、認定第4号「令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長 資料の86ページをお願いいたします。介護保険特別会計。

介護保険事業及び地域支援事業における市の負担分は、介護給付・予防給付の12.5%、任意事業の19.25%相当分と、市の単独事業に要する経費、低所得者に対する保険料の軽減相当分及び総務管理費に相当する費用で、これらを一般会計から介護保険特別会計に繰り出し、財源として充当しております。

2022年度の介護給付費の特徴として、施設サービスをはじめ、ほとんどのサービスで利用人数、給付費、ともに減少しました。被保険者数全体が減少していることと、ボリュームゾーンである団塊世代の方が75歳前後と、比較的元気な方が多く、介護の必要性が低いところが要因として挙げられます。

保険給付の適正化事業として、ケアプラン点検事業やサービス事業所への実地指導、介護給付費の通知等を実施したほか、滞納対策本部と連携した取組で、介護保険料の収納率を向上することができました。また、介護保険を利用していない高齢者を対象とするげんき教室を実施し、高齢者の健康維持と閉じこもりの防止、フレイル防止を図りました。

今年度は、第8期介護保険事業計画の最終年で、来年度から3年間の第9期介護保険事業計画を策定する年度となっております。計画値と実績の乖離値について検証と評価を行い、給付費の推計を行ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号「令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了します。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。

次回は、明日22日、午前10時より再開します。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時33分 散会